

平成22年6月第24回互理町議会定例会会議録(第2号)

○ 平成22年6月14日第24回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員(20名)

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	酒 井 庄 市
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 9時58分 開議

議長（岩佐信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず最初に、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたしておきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 熊田芳子議員、15番 安田重行議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

3番 鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番 鞠子幸則です。

まず、町長においては健康に十分注意され、公約実現のために頑張ってください。私もよく勉強し、町政について積極的に堅実的な提案を行うよう努めます。以上述べて質問に移ります。3つについて一般質問を行います。

1つ目は、公契約条例と公契約法についてであります。2点質問いたします。

まず、第1点目、町が発注する事業で働く労働者に対して、町が定めた一定額以上の賃金を保障するよう事業者に義務づける「公契約条例」を制定してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、鞠子議員にお答えいたします。

まず、基本的な内容についてご説明を申し上げます。

現在、労働者の賃金に関しては、労働基準法の第28条において賃金の最低基準を定めるとともに、最低賃金法において厚生労働省が地域別の最低賃金を決定しておるところでございます。本町においては、工事請負契約書の第1条において、「設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない」と明記をしておるところでございます。

また、発注する段階においても、施工条件明示書によりまして、宮城県の共通仕様書を適用する旨を記載することで、労働基準法などの労働関係法規の遵守を求めており、最低賃金以上の賃金支払いなどの労働条件を担保しております。

ご案内のとおり、建設業法においても、不当に低い金額での請負は、品質の悪化や不良工事等の原因となるばかりか、経済基盤の弱い中小零細企業の経営の安定が阻害されることにつながることから禁止されているところでございます。そういう中で、公共工事を受注した事業者は、これらの法令及び工事請負契約書等を遵守する義務があり、違反する場合は労働基準監督署などから指導・監督するという事になっておるところでございます。

町といたしましても、公共工事等の発注者として、労働者の労働条件の適正化や工事などの質の確保については非常に重要なものであると認識いたしているところでございます。本町におけるすべての公共工事の落札業者の決定に当たっては、低価格での入札にならないためにも最低制限価格を設けるとともに、必要に応じて入札価格だけで落札業者を決めるのではなく、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する「総合評価方式」を導入するなど、下請業者へのしわ寄せ等につながらない、ダンピングと呼ばれる不当に低い価格での受注を排除する措置を講じておるところでございます。

そして、今後においても、公共工事の品質確保を図り効果的な事業執行を行うとともに、受注者に対し関係法令の遵守を指導しておるところでございます。

ご質問にありました最低賃金を上回る賃金支払いを一地方公共団体が条例で定めることについては、やはり事業者と労働者の間での決定されるべき労働条件への行政の介入はなかなか難しく、やはり労働の対価である賃金の額は労働者の生活の安定と労働力の資質の向上に資するため国が規制すべきであり、法律としてしっかりと定めるべきことではないかと考えておるところでございます。

以上のことから、公契約条例の制定については、ご案内のとおりILO（国際労働機関）が取りまとめた公契約法を我が国は批准していない状況から、国内法の裏づけのない現段階においては慎重を期する必要があると思っております。そういうことから、町単独で早急に条例を制定する考えは現時点では考えておりません。しかし、今後、国やほかの地方自治体の動向を注視し、研究を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私がこれを、この公契約条例を質問した背景について述べさせていただきます。

公共工事の予定価格を算定する基礎となる二省協定賃金、通称二省協定賃金、この二省というのは農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計用の単価のことです。この二省協定賃金は、いわゆる一般競争入札の導入が多くなったことによって、毎年下がり続けている状況にあります。

公共工事の全国平均で、労務単価は1999年から10年間で3割減少しております。宮城県内の平均の労務単価は、1997年から14年間で4割減少しております。こういう状況でどういう事態になっているかということ、一つは、いわゆる官製ワーキングプアが発生し拡大しているということです。官製ワーキングプアというのは、町が発注する工事を請け負ったり、サービスを委託されたところで働く労働者の時給が600円とか700円、年収にしても200万円を下回る、そういう低賃金の労働者が発生し、拡大しているというワーキングプア、官製ワーキングプアが発生しているということと、サービスの質の低下が発生しているという、こういう事態になっているというのが今の現状であります。こういう事態についてはどのように認識されておりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鞠子議員さんからお話のとおり、亘理町におきましては、一般競争入札そのものについてはご案内のとおり5,000万円以上の予定価格に基づきまして一般競争入札、それ以下の予定価格については指名競争入札ということにいたしておるわけでございます。5,000万円以上の件数といたしましては、年間通して約10件ぐらいの内容かと思っております。以上でございます。

しかし、この一般競争入札であっても、やはり最低制限価格を設け、そして、今お話しのとおり賃金を下請、あるいは孫請とかというような形になりますと、どうしても下請業者が圧迫されるということで、そのしわ寄せが労働者の賃金に影響するということも言われておるわけでございます。そのようなことがないようにということで、一般競争入札と指名競争入札ということで区分けをさせておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 別な角度から、この公契約条例の私の質問についての答弁を作成する際に、全国初めてですけれども、千葉県の野田市でことしの4月から公契約条例が制定されました。それについては調査はされましたか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 担当課長に答弁させます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまの件につきましては、千葉県の野田市で平成21年9月に制定された公契約条例につきまして、本年4月からということで確認をさせていただきました。特に、対象事業については1億円以上の工事、製造、請負というふうなことでございまして、あとそのほかに予定価格が1,000万円以上で施設の設備、機器の運転管理、保守点検、清掃業務ということで定めているようでございます。ただ、千葉県の野田市、確認させていただいたわけでございますが、そのほかに、全国の中で兵庫県の尼崎市についても議会提案であったんですけれども、制定は見送ったというふうな情報も調査した結果ということで持っております。ただ、野田市につきましては、そういうふうな状況で自治体として初めて条例化したということで確認をさせていただいています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 全国初めての条例ですけれども、条例をごらんになってどういうふうに感想を持ちました。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） なかなか本町におきましては、やはり先ほど議員さんがおっしゃるようにワーキングプアとかならないように、本町の工事関係の執行に関しましては、最低制限価格を設定しているということは、やはり低価格入札制度を導入

しておりますと、かなりの額に落札されてしまうということになると、当然やはり経費が取れなくなるということで、そういうふうな現象が起こるのではないかと、うふうに考えておりますけれども、本町では最低制限価格を設定しておりますので、やはり本町の方法の方が雇用対策的に考えて、野田市の条例見る限りではやはり現状の中で一番適切でないかというふうに判断させていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） いずれにしろ今後、県内の自治体でどういうふうな動きがあるかは今後の課題ですけれども、周辺の自治体の動向を注視する姿勢だと受け取っていいですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま企画財政課長の方から野田市、あるいは尼崎市の関係があったわけでございますけれども、聞くところによると、尼崎市の場合では条例提案、議会提案したわけでございますけれども、やはりその会社の中で、その市町村で働いている従業員だけでないと、いろいろ例えば亶理町なら亶理町の従業員だけでなく、岩沼市、山元町とかいろいろと働いている方もいるということ、そういう各市町村間のバランスも崩れる場合もあるということから、今後、今お話しのとおり、これらについては賃金そのものについては行政が介入するのが果たしていいのか、それについては、先ほど申し上げたとおり国の方の制度としてしっかりとした制度をつくりながら、そして、各地方公共団体に通達、あるいはそれらの法令を遵守していただければいいのかなと思っております。

しかし、今お話しのとおり、隣接市町村の動きがあった場合についてはお互いに連携をとりながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、2点目に移ります。

政府に対して発注する公的機関と受注者などで結ばれる契約、通称公契約において、生活できる賃金を初め、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する「公契約法」を制定するよう要請してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げているとおり、一地方公共団体だけが公契約条例

を制定するのではなく、やはり地域を超えた国全体の政策として実施することが最も大事ではなかろうかと思えます。そういう中で、国の地方6団体、県知事会、県議長会、さらには市長会、市の議長会、そして町村の首長会、そして地方議会、それらの6団体で、やはりお互いに連携を深めながら国に対して要請してまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 公契約法制定に関しては、亘理町議会、2007年9月議会で、全員賛成で公契約法制定を求める意見書を採択しております。全国的には42都道府県822議会が同様の意見書を採択しております。それを踏まえて国に要請するようお願いいたします。それを述べて2つ目に移ります。

中小企業の振興について2点質問いたします。

まず、第1点目、地域経済の活性化を目的に、町内に住民登録し、居住し、住宅を保有している町民で町税などを滞納していない人を対象に、町内の施工業者による住宅リフォーム工事について、工事費の一部を補助してはどうかであります。

なお、この住宅リフォーム補助制度については、2004年9月議会に一般質問で佐藤アヤ議員さんが質問しております。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、地域経済の活性化についてですが、国では、ことしの1月から地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的といたしまして、エコリフォームをする方にエコポイントを発行しているところでございます。

また、ご案内のとおり、平成18年からはリフォームする方の住まいをもっと安全・安心、快適に生活できるよう応援するため、一般住宅の耐震改修、バリアフリー、省エネ等のリフォームを実施する方には、所得税の減税や地方税法においては固定資産税の減税制度が設けられているところでございます。

本町においては、耐震改修工事や高齢者並びに障害者の方が安心して住み続けることが可能となる住宅改造の促進を図るために、介護保険住宅改修の補助事業を平成12年度から実施しておるところでございます。国や町の施策によって、町内業者での施工も数多くあることから、地域経済に一定の効果があるものと思っております。

ご質問の町内の施工業者による住宅リフォームの補助制度を設けてはどうかとの

ことをございますけれども、調査いたしたところ、県内では石巻市と加美町で導入されておりますが、この制度は、あくまでも町内の中小企業の振興を図ることが目的で、町外の業者にリフォームを依頼する場合は補助されない制度なので、施工業者の所在地によって補助を受けられないことが出ることから、公平性を欠くことになり、なじまないということも言われております。

本町におきましては、亘理町一般競争入札参加資格登録の基準に満たない町内の小規模事業者に対し、町が発注する130万円未満の工事及び修繕の発注機会の拡大を図ることを目的といたしまして、亘理町小規模工事等契約希望者登録制度を実施しております。

この制度そのものについては、平成19年度に鞠子議員さんからのご質問されたものがきっかけでございます。おかげさまで平成22年1月1日から、ことしの1月1日から制度施行から5カ月を経過するところでありますが、登録業者数は10事業者に達し、施行実績も3件と順調な滑り出しを見せているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、この制度は、本年1月に施行したばかりの制度であり、今後も制度の周知徹底を図りながら登録業者数、あるいは施行実績も増加していくものと考えていることから、現段階においてはこの制度を積極的に推進することで中小企業の振興を図ってまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 秋田県は、県と同時に県内全25市町村のうち、16市町村でこのリフォーム補助制度をつくっております。岩手県では宮古市です。秋田県が全国的には進んでいるというふうに言われておりますけれども、今後、秋田県の市町村と県の事業内容について調査する考えはありますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これから秋田県が全国的に一番進んでいるということから、これらについて企画財政課が担当でございますので、調査させたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

中小企業を地域経済の主役と位置づけて支援する「中小企業振興基本条例」を制定してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この中小企業の地域経済の主演と位置づけて支援する「中小企業振興基本条例」を制定してはどうかということでございますけれども、現在、宮城県では、平成19年3月に中長期的な県政運営の基本的な指針として、「宮城の将来ビジョン」を策定しております。「富県！共創活力とやすらぎの邦づくり」を県政運営の理念として、平成28年度までに県内総生産10兆円以上にすることを目標としており、富県宮城の実現に向けて中小企業金融制度の充実を図り、宮城産業振興機構等と連携しながら、中小企業等の支援を行っておるところでございます。

本町においては、中小企業者の金融の円滑を図り、経営の合理化と健全な経営を支援するため、中小企業振興資金融資制度を昭和47年から、昭和47年には500万円の融資を限度額としてスタートしているところでございます。さらには、平成14年度からは融資限度額を700万円に引き上げ、さらに、昨年、平成21年からは1,000万円まで拡大をしておるところでございます。

また、昭和62年からは、貸付の利率の1%の利子補給を行い、信用保証料について全額町で補てんしておるところでございます。やはり中小企業を支援しているところでございますけれども、平成19年度からは県と連携して町内企業の取り組み状況を把握するとともに、企業との信頼関係を構築するということから、企業が活動しやすい環境の整備を支援することで地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、私と担当課長が毎年企業訪問を実施しておるところでございます。今後も各企業に要望、企業側としての要望、そして、町としてどういう支援をしたらいいのかということで、毎年企業訪問を取り組んでおるところでございます。

そういう中で、ただいまの基本条例の制定につきましては、やはり今後ともいろいろと検討しながら、さらにはやはりこれらの融資制度そのものについては、亘理山元商工会と、あるいは中小企業者と協議しながら検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この中小企業振興基本条例については、2007年、平成19年12月議会で私が一般質問したときの町長の答弁は、研究し検討したいという答弁でありました。この間、どういう検討をされたのか答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） いろいろと担当部局に企画調整会議とか、それらの内容を踏まえて

いろいろ検討したわけでございます。そういう中で、融資限度額、先ほど申し上げたとおり、私就任と同時に700万円に限度額を引き上げ、さらには、昨年度から1,000万円に引き上げをしておるということでございます。今後ともこれらについてもやはり互理町だけでなく、隣接市町村のいろいろ状況を見ながら検討してまいりたいと思っているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私が聞いたのは、融資制度でなくて、この振興基本条例を制定するよう求めたのに対して、今言われた近隣市町村の動向を初め、動向を踏まえ研究し、検討するという答弁なんですね。いろいろ検討したというのは、いろいろとはどういういろいろですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはりこれらの条例制定されている市町村がどの市町村で、この県内の市町村で制定するか、その制度の内容についてはどうなっているかということでの検討をしているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 県内の自治体でこの振興条例、名称はありますけれども、振興基本条例を制定しているところを調べた、調査したと、結果はどうだったんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 担当課長に、産業観光課長に。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それで、中小企業の振興基本条例を制定しているのは、塩竈市と大崎市でございます。その中で、塩竈市の条例等をいろいろと調査した中で、町が、要するに条例を制定するではなくて、町が条例は制定するんですけども、その中にいろいろと商工会、あと中小企業者を入れて、今後、この条例を制定するためには必要ではないかということで、今商工会と少し話を進めている最中でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 少しでなく前向きに進めていただくことを述べて3つ目に移ります。
エム・セテック株式会社の工場建設白紙撤回と今後の企業誘致についてお伺いします。

あした島田議員さんが具体的にお伺いする予定になっているみたいですが、私は基本的なことをお伺いいたします。

まず、第1点目、地方債13億1,690万円、内訳は企業立地促進法関連産業集積促進事業債、金額は4億円、内陸工業用地等造成事業債9億1,690万円、この返済はどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この内容については、6月1日号の広報でも町民の方々にご報告を申し上げているところでございますけれども、きょう傍聴者もおりますので、その内容を若干説明をさせていただきます。

初めに、議員の皆様、そして、町民の皆様に対しまして、今回エム・セテック株式会社の工場建設白紙撤回のことについて若干ご説明をさせていただきます。

ことしの4月28日、亶理町議会全員協議会におきまして、エム・セテック株式会社の謝という社長が来町し、町及び議会に対しまして、世界経済の低迷による国外及び国内での太陽光発電市場の急変や企業内の資金上の都合により、本町への新工場建設が極めて困難な状況となり、進出計画については撤回させていただきたいと謝社長から説明があったところでございます。

そして、謝社長が退席された後に、今回の進出計画の立地協定締結時に社長を務めておりました松宮社長が本町を訪れ、全員協議会において、宮城県と亶理町と締結した協定を無にすることはできないということから、新たに亶理町を本社とする新会社エム・ソーラー亶理株式会社を立ち上げたので、新たな体制で進出したいと表明されたところであります。

こうしたことから、町におきましては、現在、宮城県と連携をとりながら今後の対応について協議を進めておるところでございます。いずれ内容が明確になりましたならば、議員の皆様方にもご報告を申し上げたいと考えておるところでございます。

そういう中で、ただいま具体的に地方債の返済についてでございますけれども、まず、宮城県より借り入れしております企業立地促進法関連産業集積促進事業債という長い条文でございます。もう一度申し上げます。企業立地促進法関連産業集積促進事業債4億円については、企業側に造成地を引き渡した時点での返済となり、内陸工業用地等造成事業債9億1,690万円の返済内容としては、七十七銀行より借

り入れた4億1,690万円については平成23年8月31日までの返済期日、そして、宮城県漁業協同組合より借り入れた5億円については平成23年9月22日までの返済期日となっており、今後、現在工場予定地32.6ヘクタールのうち、造成が既に完了した10ヘクタールの造成地について土地売買契約を締結、その後に売り渡しし土地代金7億円を確保し、その後に残り22.6ヘクタールの造成工事については、用水使用しなくなった後に発注して、今年度中に造成の完了を目指し、土地売買契約を締結後に売り渡しをし、土地代金15億8,200万円を確保し、地方債の借り入れの返済に充てたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、県から借りた企業立地促進法関連産業集積促進事業債、これの4億円は、これはいつまで返すのか、また、利率は幾らなのか、これまず1点目です。いつまで返すのか、利率は幾らなのか。

内陸工業用地等造成事業債、七十七銀行と漁業協同組合それぞれ利率は幾らなのか、それまず答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって県からの4億円については無利子でございます。それについては土地売買終了後に支払いするという、さらには七十七銀行、さらには漁業協同組合の返済については平成23年9月22日まで、利率については担当課長の方からご説明を申し上げます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 借入額が9億1,690万円ということで、高額でございましたので、競争させて利率を下げたいという考え方もございまして、初めに七十七銀行の利率については1.52%で借り入れを行っております。あと宮城県漁業協同組合については利率が1.67%で借り入れを行っているところでございます。償還については、先ほど齋藤町長が答弁したとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） そうしますと、県から借りたやつについては、土地を売買した段階で町にお金が入ったときに県に返すということで、期間は制限はないんですか。それがまず1点目。

あと2点目は、七十七銀行と漁協から借りたお金については、これは年間の金利

負担は幾らになるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まずもって宮城県の企業立地促進法関連産業集積促進事業債についての4億円については、償還は無制限ではございませんので、借用書を出しておりますので、平成23年9月末までということになっております。

年間の利率でございますが、現在、年間の利率の額については年間で1,375万6,514円になっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） いずれにしても、県から借りたやつについても来年の9月、七十七銀行と漁協についても来年の9月か8月それぞれ返さなくてはだめだというふうになりますと、32.6ヘクタールを造成して企業に売らなければお金は返すことができないというふうに考えて当然よろしいんですね。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このやはり残りの22.6ヘクタールについては10ヘクタール分、まずもって売買して金が入ってくるというのが前提になろうかと思えます。さらには、それらの内容がこのエム・ソーラー株式会社の、先ほど申し上げたとおり事業計画、資金計画、これらを十分県とも協議しながら進めなければならぬと、その辺の時点でいろいろと検討しなければならぬと思っております。

さらには、県、あるいは七十七銀行、そして、漁業協同組合についての償還年限そのものについても、今後その土地が売買契約ができなかった場合については繰り延べ、あるいは分割償還という考え方もこれから協議してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） いずれにしても、県は無利子ですから償還期間が伸びてもそれはそれとしていいんですけれども、七十七銀行と漁協については金利負担が年間1,300万円くらいですね。これは返さなければ毎年1,300万円がふえていくという仕組みになるわけです。ですから、早く造成し、造成した土地を企業に売らなければだめだと。私は心配しているのは、要するに企業が来なくなったと。そのときに返済はどうするかというときに、一般会計から特別会計に繰り出すことは絶対に私はあってはならないと思うんです。その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり前提となるのはまず10ヘクタール分について売り渡しできる方法づけをもってやりたい。そして、2期工事の22.6ヘクタール、これについても1期工事の売買契約の金で造成工事を行うということになっております。それについてもやはりこのエム・ソーラー亘理株式会社と、先ほど来申し上げておりますとおり、現在事業計画並びに資金計画があるということでございます。

そういう中で、やはり七十七銀行と漁業協同組合についてもいろいろと協議をしまいたいと思っておるところで、前提となるのはやはり一般会計からの繰り入れということは現時点では考えておりませんが、やはり早くこのエム・ソーラーの会社の事業計画、それらに基づきまして着々と進めてまいりたいと思っております。それらについては、やはり町だけでなく宮城県との調整も必要ではなかろうかと現時点で思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

エム・セテック株式会社の工場建設白紙撤回について、町の反省点は何かお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げておりますエム・セテック社の前社長でありました松宮氏から本町への新工場建設の意向のお話をお聞きした後、町と県が連携を密にして工場用地を造成するための地権者の同意を初め、農地転用、そして、開発行為等の必要な法手続を短期間で進めたことは、町にとっては大きな起爆剤となったと思っております。

工場の建設計画の打ち合わせについて、窓口であるエム・セテック仙台工場の工場長などと頻りに打ち合わせを行い、必要により町、県職員、そして私が一緒にエム・セテック本社へ赴き、松宮社長と打ち合わせを行いながら企業誘致を進めてまいったところでございます。

そういう中で、昨年7月AUオプトロニクスからの資本増資を受けることが決定した際も、県の職員と町の職員と一緒にエム・セテック本社に行って事実確認をし、今後も松宮氏が現行どおりエム・セテック社の最高責任者として会社の実権、いわゆる運営管理などを行うことに対して、AUオプトロニクス側から現有体制で会社

運営をお願いされたというお話を受けたことと、松宮氏本人から亘理工場の建設計画については予定どおり進めていきたいというお話を受け、さらには、エム・セテック社の法人登記も確認し、その後も町、県が情報を収集しながら、工場進出計画についてエム・セテック社と協議を進めてきた経過がございます。

そこで、今回の件につきましては、町の反省点については、AUオプトロニクスのようなやはり外資系企業の企業経営の考え方が日本の企業の考え方と比べてドライであり、割り切った考え方があったのではなかろうかと思っております。そういう中で、企業と町との信頼関係により、企業誘致を進めてきただけに私といたしましても残念と申しますか、反省点ではなかろうかと思っております。

このような中で、今回の工場用地の造成計画については、ご案内のとおり第4次亘理町総合発展計画に位置づけておりますことから、計画を進めてまいりましたが、今回のエム・セテック社の白紙撤回については、企業側の判断で行ったものであるにせよ、町民の皆さんにはいろいろとご心配をおかけしたことについては本当に申しわけなかったと思っておるところでございます。

そういうことから、今後も本町の雇用対策、さらには、若者の定住化、地域経済の活性化のため、引き続き企業誘致を進めてまいりたい。そういうことで、これらについても、議会といたしましても企業誘致支援特別委員会も設置されておることから、議会と町がお互いに連携を図り、そして、県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私はいろいろな調整、エム・セテックの問題だけではなくて、いろいろな調整の中で失敗することはあり得ると思うんです。すべてが全部100%成功するのはまたおかしいんであって、失敗することがあってもいいと思うんです。問題は、その失敗からどういう教訓を引き出すかが大事であって、そして、その教訓から二度と失敗をしないとか、大きな失敗はしないということが何よりも大事であると思います。

私は、このエム・セテックの工場建設白紙撤回は、基本的にいえば会社の都合だから、会社に大きな責任があると思いますけれども、2つ町に反省する点があるのではないかと思います。1つは、7月にいわゆる日本語で言う友達光電が資本提携したときに、確かにエム・セテックの本社には行ったかもわからないんですけど

も、台湾の方には行ってないですよ。そういう意味では、調査が徹底したのかどうか、これまず1点目。

第2点目は、エム・セテック株式会社と対等・平等の関係だったのかどうかです。2点ほど挙げますけれども、いわゆる立地協定にはエム・セテックが来なくなったときのエム・セテックに対する罰則規定はないんです。立地協定そのものがどこの市町村でも同じだと言えればそれまでですけれども、いずれにしたって罰則規定はないということと、昨年9月議会に島田議員さんがエム・セテックの登記簿謄本を公表してはどうかというふうに質問したのに対して、差し控えたいと。これは公表されているんですから、議会で答弁として公表してもおかしくないんです。そういう意味では、対等・平等だったのかどうか。この2つが私は町としての反省点ではないかと思えますけれども、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今お話しのとおり、AUオプトロニクスとの資本提携、日本語で今お話しのとおり友達光電という会社からの融資をエム・セテックが受けたことに伴いまして、今回の互理町の企業進出が白紙撤回になったということでございます。そこで、今お話しのとおり、台湾の企業の友達光電の調査をしたのかということでございますけれども、これらについてはインターネットで見ますと世界有数の半導体の大手メーカーであるということは事実であったわけでございますけれども、そういう中で、台湾に行って調査したのかどうかということでございますけれども、この友達光電そのものについては世界有数の半導体の3位ぐらいの規模であるということから、やはりその世界的な半導体の会社であるということから、信頼もいたしたわけでございます。

しかしながら、やはり現在この相馬工場で事業を投資するためにどうしても松宮社長が台湾の、先ほど申し上げましたAUオプトロニクスから資本を增強したことに伴いまして、経営者が、要するに社長を辞退するという形になったということは現実ではなろうかと思えます。

これからもやはり議員さんが申されたとおり、この32.6ヘクタールについては、町としても、あるいは地権者の協力をいただきました貴重な財産でございますので、今現在で事業を計画しているエム・ソーラーそのもののもずもって事業計画と資金計画を見ながら、それらについてもやはり、これについては慎重審議というか、こ

れを尽くしながら今後の企業誘致に向けてまいりたいと思っているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3 点目に移ります。

今後の企業誘致をどう進めるのかであります。

前段で答弁をされましたけれども、もう 1 回答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの質問と同じような回答になろうかと思えますけれども、やはりこれらの企業誘致については、町、そして議会の皆さんと慎重にご相談しながら、さらには、県の指導を受けながら進めてまいらなければならない。これについてもただエム・ソーラーだけでなく、ほかの企業も視野に入れなければならないのかなと思っております。他の会社。もしエム・ソーラーの事業計画、そして資金計画がどういう形で出てくるかわかりませんが、それらを見ながらもし経営の問題、資金の問題、それらについても十分検討をしながら、それでも今言ったように石橋をたたいて渡るような方向づけから見ると、この実施についてはもう少し時間をおかし願いたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 事実関係だけ 2 点お願いいたします。

エム・ソーラー亘理株式会社の資本金は幾らになっているかということと、仮にエム・ソーラー亘理が工場を建設するときに、県と亘理町とエム・ソーラー亘理株式会社で改めて立地協定を締結する必要があるのかどうか、その 2 点お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） エム・ソーラー亘理株式会社については、資本金 1,000 万円でございます。そこで、ただいまの第 2 点目の前のエム・セテック同様、立地協定をするのかということについては、もう少しやはり事業内容とか、それらを見てから、これについてもやはり 1 回そういう経緯がございますので、これらの協定そのものについても十分県と調整をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私は率直に言いますと、エム・ソーラー亘理株式会社の事業計画と

資金計画を見て判断するというふうに言っていますけれども、資本金が1,000万円ということと、エム・ソーラー株式会社、社長が松宮さんですけれども、この関連会社がエム・ソーラー亘理というふうになっていて、松宮さんそれ自身はいろいろ思いはあるにしても、エム・セテック株式会社の前社長でありますので、エム・セテックが工場建設を白紙撤回したときの共同責任もあるという2点からいって、エム・ソーラー亘理を何というか、交渉、相手にするのは困難ではないかというふうに思います。

仮にエム・ソーラー亘理を、工場建設を視野に入れた場合にも、仮に視野に入れた場合でも、エム・ソーラー亘理の事業計画、資金計画、あと経営計画、全体的な経営計画を厳格に分析する必要があるし、また、売買契約のときに契約不履行のときには厳密な罰則規定を設ける必要があるというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり一度そういう結果になったと、ただ、エム・セテックから松宮社長さんがエム・ソーラーになったと。二度とそのような二の舞を踏むことはできないと私自身も思っております。そういうことから、エム・ソーラーそのものの売買契約そのものの成立についても、やはりこの契約、例えばなった場合については10年間転売禁止とか、そういういろいろな内容についても、これらについても弁護士、あるいは県とも協議をしながら厳しい契約内容にいたしたいと現時点で思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 最後に一言だけ。私はやっぱり新たな有力企業を誘致する、その際、住民・町民の皆さんの理解と町の財政状況、そして、地元から正社員を多く採用するという、こういうことを踏まえて新たな有力企業を誘致に努める方が現時点ではベターではないかと思えます。その点を述べて終わります。以上です。

議長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

17番 高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番 高野 進でございます。

まず、町長3選おめでとうございます。また、課題・難題山積の折、大変ご苦労さまです。

さて、私は町長の選挙の際の公約と山元町との合併について2つ質問をいたします。

1つ目、町長の選挙の際の公約でございますが、選挙戦がなかったので、公約の具体的な内容はわかりませんので、パンフレットに基づいて4点質問をいたします。

1点目、「まちづくり基本条例を制定」とありますが、これは既に平成20年3月に制定されたと存じます。ちょっと意味がわからないんですが、ご答弁願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、まちづくり基本条例そのものについては、平成20年4月1日に施行、公布されておるところでございます。そういう中で、河北新報の記事によりますと、19日の新聞に制定ということが上がっていたわけでございますけれども、翌日に訂正の記事が上がっているということでございます。そういうことでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 私が申し述べているのは、このパンフレットに基づいてでございます。「亘理町まちづくり基本条例を制定」とございます。これは河北新報の間違いじゃなくて、それともパンフレットの間違いですか、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あの1面と次のページ、続いての内容ということでご理解願いたいと思います。1ページ目は今までの過去の経過、そして、2ページにわたっての内容になったということでございます。次のページ。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） これが問題じゃないんですが、念のため。

ところで、「町民が主役であるまちづくりを積極的に推進いたします」とあります。具体的な方策をお伺いいたします。答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま高野議員さんからこのたびの町長選挙についてはお褒めの言葉というか、激励の言葉をいただいたわけでございます。私といたしましても、感謝・感激無量でございます。そういう中で、これから4年間町民とのまちづくりを進めていきたいと思っておるところでございます。

そういう中で、ご案内のとおり、このまちづくりそのものについては、平成18年度に第4次総合発展計画を策定いたしまして、着々とその総合発展計画の計画に基づきまして進めておるところでございます。

その第1点といたしましては、「地域協働のまちづくり」を位置づけしているわけでございます。そういう中で、各種関連事業を実施している中でのその1点として、「まちづくり基本条例」につきましては、先ほど来お話しのとおり平成20年の4月1日に、県内で初めての条例となります亘理町基本条例を制定、施行させていただいているわけでございます。

そういう中で、ただいま高野議員さんから申されたとおり、今後のまちづくり基本条例の趣旨を尊重しながら、地域協働のまちづくり計画をもとに、「町民が主役」の住民自治、そして、「町民力」が発揮できるような体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

特に、設立を検討しております「まちづくり協議会」につきましては、住民自治の確立を目指し、引き続き意見交換会を実施するとともに、今後まちづくり協議会設立に向けまして、現在5地区に説明会を実施しておるところでございます。そういう中で、先月の5月27日には、吉田西部地区におきまして設立準備委員会を設置したところでございますが、ほかの4地区、亘理、逢隈、荒浜、吉田東部地区についても本年度中に設置に向けて推進しながら、今後は地域別計画の策定を支援していきたいと考えておるところでございます。

また、地方分権型社会の対応といたしまして、行政への町民の参加と協働をどのように築くのか、さらには、住民自治の確立と行政の役割はどうしたらよいのかを視点に、本町にふさわしい「地域協働のまちづくり」を検討してまいりたいと思っております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、先ほど来申し上げております基本条例並びに第4次総合発展計画の理念に基づきまして、各種関連事業を推進するとともに、町民の皆様や各種団体のご意見・ご要望を十分に拝聴しながら、町民に直接かわりのある事業でありますので、お互いが理解を深めながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。そういう中で、議員各位のご支援・ご指導もぜひお願いしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） これからのまちづくりなんですけれども、基本条例に基づいて若干質問いたします。

いろいろな物事をつくるときに情報の公開がどうしても必要であろうというふうに私は思います。これまちづくり基本条例第12条、町はその保有する情報を公開し云々とあって、次に、個人情報の保護を行うと相反するようなことがございますが、これについて質問いたします。

個人情報保護法に関連して、保護すべき情報は税とかその滞納者、生活保護家庭の名前、それから、健康保険にかかわる病名等に限定されていると思います。しかし、ほかの、特にこのまちづくりもそうですけれども、町政、行政にかかわる情報の入手にはその壁は実は厚いと言わざるを得ません。何に使うか、あなただけには上げられないとの回答、これではまちづくりに資する情報は入手できないということになります。

そこで、町長に申し上げたいんですが、情報を求められた場合は、基本的に開示されるようにされたらいかがですか。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはりこの情報そのものについては透明性を、そして公平性を持って発信すべきであると。しかし、そこには個人情報保護法、それを逸脱しない方法で準備を進めてまいりたい。さらには、このまちづくり協議会そのものについては、先ほど申し上げたとおり、現在、吉田西部地区の方では準備委員会を立ち上げたわけでございます。立ち上げた後に、やはり委員会の中でいろいろ具体化され、こういう事業、その地域、地域よっての進むべき事業の課題があるかと思えます。それらが確定した後に情報を発信してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 個人情報の関係ですけれども、私が申し上げているのは、行政、町政にかかわる統計資料とか何か、それらの入手には基本的に開示されるようにされたらいかがですかということでございます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 統計、あるいは先ほどお話があった滞納者、やはりこの個人情報の情報発信、それらについては各法律、それらの内容で制限される部分もあろうかと思えます。そういうことで、それらをできるものは発信する。制限される内容についてはやはりできないということになろうかと思えます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ちょっと趣旨が伝わらなかったかと思いますが、個人情報、例えば税金の滞納とか、生活保護家庭とか、そういう名前、それらじゃなくて、まちづくりにかかわる行政、いわゆる町政にかかわる情報の入手、統計とかですね、例えば。そういうものの開示を基本的にされたらいかがですかということをお伺いしているんです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） いずれの情報も開示しておるということでご理解願いたいと思えます。具体的に何々の情報が開示されないのかということ、具体的にお聞きしたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 差し支えがあろうかと思いますが、これから実は各課長に指示いただきたいんですが、例えばわたり鳥の海温泉の営業状況、常任委員会での決定ならばいいですよとか、そういうこと。それから、先ほど責めているわけじゃないんです。工場誘致に際してですが、昨年の6月に、私エム・セテック会社の財務状況をご報告したらいかがですかと。これは個人情報保護法云々ということで開示されませんでした。私の調べでは、個人情報とは生存している個人であって、企業はそれにはタッチしていないわけです、触れていないわけ。そういう情報をやはり請求されたら出したらいかがですかということなんです。これは2例でございます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま具体的に2つの項目についてお話があったわけございま

すけれども、これについては、やはり議会というのはいろいろと組織があろうかと思ひます。各常任委員会とか、各特別委員会とか。それらのやはり組織の中での要求と個人の要求といろいろ分かれると思ひます。それらについてどういふ内容を知り得たらいいのかということでの制限もその担当によつて変わったのかなと思ひておるわけでございますけれども、これらについても議会の方ともいろいろこの点について協議をし、前向きに検討してまいりたいと思ひております。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 前向きにということ、またいずれ機会があればお伺ひしたいと思ひます。

2点目、「町の経済を着実に活性化させます」ということでございます。これがポイントですね。町の経済を着実に活性化、どのような内容で活性化させるのか、これも具体的にお伺ひいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはりこの町の活性化そのものについては、先ほど来お話しのとおり、1つは企業誘致の問題、さらには、町の基幹産業であります農業、水産業、それらがあろうかと思ひます。そういう中で、先日、今回の補正予算で提案いたしました4億6,000万円、これが今回の公約の中の1ページかなと思ひておるところでございます。農業、あるいは水産業についても、やはりこの農業問題、水産問題については年々所得、生産高も下がつておる大変な時代になつたなと思ひております。

これらの内容については、やはり農業問題については農協さん、漁業問題については漁業協同組合といろいろと協議をしながら進めてまいりたいと思ひております。また、公約そのものについてはすぐでなく、今後4年間の中で、やはりそういう関係団体と協議をしながら進めなければならないのかなと思ひておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 3点目、「もっと安全、そして快適な環境をつくります」ということでございます。エム・セテックはなくなつたわけですが、これからの工場誘致に際して環境影響評価調査といひますか、どのように対応するのか。といひますのは、先般の工場誘致に際して、私はぜひ自治体独自で環境影響評価を行つたらどうかという質問に対して、町長は、50ヘクタール未満だから不要だということ、たしか県

の条例では昨年の1月から以前は20ヘクタールであったものが50ヘクタール以上に改正になりました。

しかし、町長は、そういうわけですから、32.6ヘクタールは環境影響評価調査は不要と答弁、工場周辺、工場建設予定地の住民の方々は大変な不安がありました。私も大分聞きました。私は、町独自にこういう場合は環境影響調査はすべきであると考えますが、いかがですか。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この環境そのものについての内容でございますけれども、昨年の12月の島田議員の一般質問にもお答えしておるところでございますけれども、これらについては、一定規模以上の事業については、その事業によって発生する環境への影響と環境保全のための措置などに係る調査と評価について、事業者みずからが行うことが環境影響評価の制度として法律及び条例で定められており、宮城県の施行規則においては、開発面積が50ヘクタール以上の事業が対象となっております。

これらに該当する工場の誘致に際しましては、国や県と連携して環境への影響をでき得る限り少なくできるよう対応してきたところでございます。また、事業規模がそれ以下の場合でも、宮城県においては事業用地20ヘクタール以上の工場の立地については「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」による環境に配慮した取り組みを推進する制度が、これについては平成21年12月よりこのガイドラインが示されたところでございます。

このことは、立地企業が行う環境配慮の取り組みについての指針が示されたものですが、このガイドラインに基づく環境配慮の取り組みを実施するに当たっては、「環境配慮基本協定」を事業者と県と町との三者で締結することとされており、対象となる工場が立地された場合、企業の自主的な環境配慮が促進されるものと考えております。

なお、事業の種類や事業規模により、これらの制度の対象とならない工場の場合でも関係機関と連携して、関係法令や県の公害防止条例などに基づく規制や指導によって、公害の予防と環境保全を図りたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 言はよしとします。ただ、エム・セテックは例えば32.6ヘクタールでした、50ヘクタール未満で。それはいいんですが、昨年の6月に相馬の工場で大

きな事故があったわけです。そういうのを踏まえますと、基準、基準じゃなくて、やはり事業主が直接というのではなくて、町が直接というか、主体的にじゃなくて、町が自主的にやっぱりやっていこうという姿勢がもっと安全・安心・そして快適な環境をつくるという言葉になろうかと思います。これは申し上げたままで次の4点目に入ります。

「少子高齢等福祉を充実します」、高齢化率は、これはことしの3月末の現在ですが、河北新報の記事によれば、高齢化率は県は22.2%、亘理町は22.8%でございます。ほぼ変わらない。今後、高齢化率が上昇することが確実です。そこで、保健福祉センターの建設は予定どおり建設が可能ですか。と申し上げますのは、来年建設着工で再来年、平成24年度オープン予定と伺っております。予定どおり可能ですか。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 保健福祉センター建設につきましては、保健福祉センター建設施設検討委員会から報告をいただいた構想案をもとに、本年度実施設計を行い、平成23年度から2カ年で建設を計画、進めてきたところでございます。

しかしながら、議員の皆様にもご報告を申し上げますとおり、災害対策本部となるこの役場庁舎、昭和38年建設で48年経過するわけでございます。そういう中で、耐震診断に基づく耐震補強案が示されておるわけでございますけれども、これらの内容について、まず課長等で構成されております企画調整会議で検討をさせたわけでございます。そういう中で、やはり補強費用等を勘案すると、耐震補強を行うのではなく、公共ゾーン整備計画にもある庁舎建設も加え検討してはどうかという報告を受けたところでございます。

ということは、補強工事そのものについては膨大な投資がかかる。しかし、この建物のコンクリートの硬度を見ますと最高でも60年ということで、あと12年ぐらいの耐用期間があると。それよりもやはり今回、保健福祉センター建設につきましては、役場庁舎建設との期間が、現時点での総合発展計画では時間的には離れておるわけでございますけれども、これらについて検討すべきではなかろうかと思っております。

そういう中で、やはりこれらについては、保健福祉センター建設施設検討委員会の方々、さらには、議員の方々、そして役場の方でもいろいろと検討しながら進め

なければならないのかなと思っております。しかし、やはり先立つものは財政の問題であるということでございます。同時に建てることによって財政負担が伴うわけでございますけれども、その辺の規模的な内容、それを踏まえながら検討する、そういう中で、ご案内のとおり保健福祉センター建設の構想案では、現在の保健福祉課の職員が全部保健福祉センターの事務所の中に入るということになっておるわけでございます。

そういうことから、保健福祉センターの規模も大きくなっておると。それよりも役場庁舎を建設することによって、保健福祉センターの事務所の面積が少なくなることによって、役場庁舎建設も同時ではなくともそれに近い内容で検討すべきではなかろうかということで、これらについては、先ほど来申し上げておりますとおり、保健福祉センター施設検討委員会、あと議会の皆様、あと町民の方々、それらを総合的に判断しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

そういうことから、本来ですと、今回の6月補正で保健福祉センターの設計委託料を計上すべきであったわけでございますけれども、やはりこの役場庁舎そのものが耐震の費用対効果から見ますと、やはり同時発車ではなくともそれに近い内容で進めるべきかなと思っておるところから、今回の設計委託料については見送りをさせていただいたところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 確認しますけれども、保健福祉センターの建設は、そういうわけで来年着工、再来年完成ということは白紙だということでよろしゅうございますか。確認です。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 保健福祉センターそのものについては、やはり現在の保健福祉センターは昭和28年建設でございますので、これは白紙でなく、やはり役場庁舎を含めた内容で検討し、できればやはり先ほど来申し上げていることしじゅうに設計調査委託料を計上しながら、平成23年、24年に向けての建設を考えておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 現時点では予定どおりという考え方で。実は町長先ほど財源の問題を話されましたけれども、これも河北新報の記事なんですが、当選されたとき、財

政のプロとして財政なくして計画なしと、財源なくして計画なしかなというふうに私は理解しております。

そこで、保健福祉センターの建設は大丈夫という、予定どおりということ伺いました。財源、ちょっと私から触れますと、先ほどエム・セテックの関係で土地代13億何がしと、それからこれは借金ですね、それは来年8、9月まで返すという、それとまた、造成も残りの22.6ヘクタールあるやと、その財源、それと今の役場庁舎、膨大な金がかかるということになれば、この際思い切って公共ゾーンの整備計画全体を見直してはどうかなというふうに私は思うんですが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この今お話の工場用地そのものについては、財産と私認識しております。このエム・セテックの会社が企業進出という話がなければ、いつまでたっても企業誘致と工場団地そのものはでき得なかったのかなと思っております。そういうことから、やはりそのエム・セテックそのものは、今回白紙撤回になりましたけれども、来ることによって県の指導、そして、東北農政局の転用の問題、通常ですと3、4年ぐらいかかるわけですがけれども、今回こういう企業の張り付け、県としても富県宮城の考え方から仙南地方にも企業誘致を促進したいということで、農地転用も早く行われた。そういうことと、やはり先祖伝来の地権者の皆さんの多大なご配慮によりまして、用地買収も本当に早く進んだと。

これについては県とも事前に協議の中で、企業誘致するよりも用地取得、あるいは農地転用については最低でも5、6年、あるいは10年かかるのではなからうかと言われたわけでございますけれども、なぜ県と協議したかということ、企業誘致することによって企業誘致奨励金、県から事業の規模、従業員の数を見まして最高40億円まで補助するという制度になっておったわけでございますので、直接事前に知事さん、あるいは担当部長とも調整をし、そういうことから、全力を挙げて取り組んだわけでございます。

しかし、いかんせん会社の方であのような状態になったということは、私としては残念でならないと思っております。しかし、借り入れは借り入れでございますけれども、32.6ヘクタールという貴重な工場団地が張りついたということ、十分ご理解をいただき、そして雇用の問題、若年層の定住化、そして地域の活性化に結びつけたい。

そういう中で、公共ゾーンの見直しというお話があったわけでございますけれども、あの12.7ヘクタール、その土地については、ご案内のとおり逢隈西部ほ場整備400ヘクタールの中での水路、道路の非農地を取得させていただいたわけで、やはり農家の方々の負担軽減もあったわけでございますけれども、町といたしましても、先ほど保健福祉センターが昭和28年、この役場庁舎も昭和38年、そして、学校給食センターも昭和48年、なぜかちょうど10年刻みに、保健福祉センターが昭和28年、役場が昭和38年、学校給食センター昭和48年ということから、いずれの建物も老朽化しておるということから、やはりこれらについては、総合発展計画の中でも位置づけをし、現在、後期計画ということで、平成23年度からスタートする内容で今都市計画審議会、55名による審議をいただいております。それらの審議会の内容も踏まえますけれども、現時点では5つの施設を着々と進めなければならないのかなと思っております。

と申しますのは、公共施設そのものについては事業認可という手続を踏んでやっておりますので、事業認可を変更することが不可能という状況にあることから、基本的に現在の計画どおり進めてまいりたいと。しかし、財源の問題については、保健福祉センターそのものについても、保健の問題、福祉の問題でいろいろと国、県の補助制度を使いながら、できるだけ一般財源を投入しない方法で進めてまいりたい。

その中で、役場庁舎そのものについても、これらについてもいろいろな制度があるかと思っておりますけれども、なかなか補助制度の該当する内容がないと思っておりますけれども、現在、財政調整基金そのものについては9億3,000万円、そして、役場庁舎そのものについては8億3,000万円の基金ということで財源があるわけでございます。その場合についても、やはり最小の経費で最大の効果を上げる現在の建物構造にいたしたいなと思っております。これらについても事業を推進するためには、議会の皆さんと十分協議を進めながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 工場用地と公共ゾーンの件でございますが、工場用地、何か資産だということ、一般的に目的があつて土地を買って、それで場合によっては売ろうというのが、右のポケットから左のポケットへ出ていくというか、右のポケットから

出して左のポケットに入れるというか、それは一般的には資産、財産だと思いますが、今回の目的は工場誘致という限定された中でやっているわけですので、優良な資産だということにはご理解いただきたい、私は逆にこちらの言っていることをご理解いただきたいと思います。ちょっと理解できません。

次に、公共ゾーンでございますが、たしか認可とか何かでわかるんですが、一体金がない中でやっぺいこうという考え方、財政のプロと新聞に載っていましたけれども、私は本町の現在の財政状況を踏まえて、さらに、今後の財政状況を見込み、工場が来れば固定資産税がふえるとか、雇用が増加される、それで所得もふえて経済が活性化する。それはわかるんですよ。だけれども、もともと金がないのに、やはりこれは現実的なものに全面的に見直すべきではないかと。そうじゃないと、建てたはいい、お金はどうするという形、ゆゆしき問題だなと心配するわけです。それは大丈夫ですかという、すごく抽象的ですが、その返事だけで結構です。いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって保健福祉センターについては、保健福祉ということでの内容からして、ぜひこれについては建築しなければならないと思っております。また、役場庁舎そのものについては、危機管理上、48年経過という形からいってもやはり、きのうも震度4という地震があって、最初に頭に浮かぶのがこの役場庁舎と保健福祉センターということで、どうなっているのかとすぐ私走ってきたわけですが、何ら被害がなかったということでほっとはしておりますけれども、そういうことから、できるだけ国、県の補助制度を使いながら、やはり保健福祉と危機管理のこの役場庁舎をできるだけ財政の許す範囲の中で計画してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 二つ目に入ります。

山元町との合併についてでございます。

山元町の新町長は、「亶理市」の早期実現を公約しました。人口5万人維持内での合併実現と。人口の動向5万人以上、5年前の平成17年、亶理郡全体の人口は5万3,734名でした。今5年後、平成22年、ついせんだっての5月31日現在、5万2,500人、この5年間で1,234人減っております。いつ5万人割るか、割る前に合併

したいということでございます。

そこで、1点目、町長の合併に対する基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって本年4月より、改正されました「市町村の合併の特例に関する法律」が施行されております。この制度そのものについては、地方制度調査会では、合併の効果を行政体制の整備や行財政基盤の強化などを掲げる一方で、行政サービスの低下の側面も指摘されておるところでございます。

最近では、合併された市町村のメリット、デメリットが関係紙やマスコミに取り上げられ、今後の動向を注目されており、私も興味深く読ませていただいております。

本町においては、旧法では、山元町と合併についてを協議を行い、その後、それぞれにおいて自立のまちづくりを進めると判断してからちょうど5年が経過しております。その間、亶理町におきましては第4次亶理町総合発展計画を策定しております。合併協議会そのものは平成17年3月、その1年後の平成18年4月から第4次総合発展計画を策定し、それをもとにまちづくりを行い、多少のおくれはあるもののほぼ総合発展計画に基づく事業については順調に推移しておるものと思っております。

現在、国において同州制や地方分権改革などの動きもあり、その進み方にもよるところもございますが、合併により新たな市町村が実現するには、議会とそして首長、町長と、そして住民の意思が一致し合意が前提であると私は考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 基本的な考え方はわかりました。

2点目、平成17年4月、広報わたり臨時号でございますけれども、合併見送りの理由が書いてあります。これは今も変わりはありませんかということですが、年次がたっていて数字が変わってきているかと思っておりますけれども、1点、4つありますが、1つ、亶理町と山元町の財政格差があることに対する不安、今もございませうか、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 相手からの財政状況を分析しておりませんが、その当時の新

市になった場合の投資する額そのものについては、亶理町が39億4,000万円、それに対して山元町が28億円ほどのマイナスの格差があったということで、現時点では今5年経過しておりますので、どういう状況にあるか、その辺は相手方がありますので、その当時はそういうことでございましたということでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 現時点ではわからないということですね。

2つ目、亶理町民にとって公共料金が上がり負担増となる不満、これは例えば国民健康保険税でございますけれども、現在、今議会で議決されれば保険料、保険税は上がります。町民1人当たり年間1,332円、これ亶理町でございます。亶理町で1人当たりこれ値上がり決定されれば改定、亶理町1人当たり9万6,142円、年間。

仄聞するところでは、山元町と亶理町の差は、山元町が1人当たり約1万7,000円高いということです。高齢化率は先ほど申し述べましたけれども、亶理町は22.8%、ちなみに山元町は30.8%でございます。これは河北新報の記事によります。平成22年3月末現在で。

今後ますます高齢社会、超高齢社会になり、負担増が予想されます。合併すれば亶理町民にとってはまた負担増になると。これ現時点で。ということで、亶理町民にとって公共料金が上がり負担増となる不満、これ1例ですけれども、これについていかがですか。変わりありませんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 平成17年の合併協議会でも国民健康保険税の負担割が随分格差があったと。その後に、仄聞すると、山元町では税を改正して上げた。そして、その後、余り上げ過ぎたので、また下げたという内容があったようでございます。そしてさらに、ことしの3月に30%上げたという経緯があるわけでございます。

そういうことから、この国民健康保険税そのものについては、国民健康保険加入者の医療費負担分ということ、そのほかに国からの交付金とか県からの交付金、財政調整交付金とかいろいろありますけれども、みずからの医療費の負担分に係る国民健康保険税の負担ということで、税率を改正させていただいておるわけでございますけれども、やはり今高野議員さんが申されたとおり、現時点でも亶理町よりも山元町さんが税額、保険料が高いということで、やはり平成17年の数字と同じかなと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

1 7 番（高野 進君） 3点、分庁舎方式により、本庁舎が二分され、住民サービスの低下となる懸念、これは物理的に当時と今も変わらないと思うんですが、いかがですか。ご答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その当時の協議会長を私やりまして、山元町の町長が副会長という形でございましたけれども、委員にお互いに調整を加えたわけですけれども、本庁舎方式でなく、分庁舎方式であるということで、山元町の委員から言われまして、亶理町と山元町に同じ総務部、あるいは福祉部、それから建設部、あるいは産業部という分庁舎になることによって、町民の行政サービスが低くなるということから、これが大きな課題になったということでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

1 7 番（高野 進君） 4点目ですが、本町が推進している、先ほどいろいろ質問しました公共ゾーン施設整備事業について、新市においてどこまで理解が得られるかの疑問、これは先様のことなんでしょうけれども、これが残るということ、確認ですが、残りますね。いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その合併協議会の中で、将来役場庁舎を建設する場合については、亶理町と山元町の町境に建設すべきであるということございました。しかし、ご案内のとおり、公共ゾーンそのものについては平成16年に取得をさせていただいており、そういう中でのまちづくりを進めておるということで、町民の中でいろいろと協議したわけですけれども、やはり将来の役場庁舎については町境であるということから、どうしても納得がいかなかった協議会の中での発言があったことが、やはり大きなこの合併のための協議の中で時期尚早という形になった経緯がございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

1 7 番（高野 進君） 町長の考え方ちょっと総合的、総括しますと、1つ目、亶理町と山元町の財政格差があることに対する不安、今は不明だという形になります。内容がわからないと。

2番目、亶理町民にとって公共料金が上がり負担増となる不満、これは保険料の

件で事実だと思います。今もそうだと。

3番目、分庁舎方式により本庁舎が二分され、住民サービスの低下となる懸念、これ懸念は今も残るかというふうには私は思います。

そして、最後に、本町が推進している、いわゆる悠里館の東側、公共ゾーンですが、役場庁舎とか保健福祉センター等々、公共ゾーン施設整備事業について新市においてどこまで理解が得られるかの疑問は、今は協議会していませんけれども、残るといふふうな解釈はするんですが、これ総括ですけれども、町長いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 平成17年に時期尚早としてから5年になるわけでございますけれども、その後、全然協議会というか、打ち合わせもしておりませんので、今後の経過を見守りたいと思っておりますので、現時点では4つの課題、それらの解決なくしてはなかなか難しいのかなと現時点では思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 以上をもって私の一般質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

11番 佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番 佐藤アヤです。

町長、3選大変におめでとうございます。また4年間健康に留意されて、町のリーダーとして町の発展のためにどうぞ全力でよろしく願いいたします。

私は2点について質問いたします。

日本は今超少子高齢社会へと突き進んでおります。人口に占める65歳以上の割合は22%を超え、2025年には高齢化率が30%に達すると予測されております。本町においても、宮城県や全国平均を上回る本格的な高齢社会を迎えております。高齢化

の進行に比例して、ひとり暮らしの高齢者が増加しております。このような中で、今後独居者の孤立防止に向けて助け合う地域づくりが必要と考えます。本町の取り組みについて3点お伺いいたします。

1点目、独居老人に対する総合的な対策が必要であると考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えいたします。

初めに、当町における65歳以上の高齢者人口でございますけれども、平成21年度末、すなわち平成22年3月31日現在で、8,117人を数え、高齢化は22.77%、過去の数字をちょっと触れますけれども、平成11年には18%の高齢化率、そして、平成18年には20.8%ということございまして、これらについてはご案内のとおり11年間で約4%上がっておるということでございます。また、70歳以上のひとり暮らしの高齢者数は412名であります。ただいま佐藤議員さんから仰せのとおり、高齢者人口の増加に伴い、今後もさらに増加するものと考えられます。

このような現状を踏まえ、高齢者福祉施策といたしまして、「第4期互理町老人保健福祉計画」、さらには、「介護保険事業計画」に基づきまして、「高齢者が住みなれた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れる社会づくり」を目的に、ひとり暮らしの高齢者を含めた総合施策といたしまして、第1にやはり健康づくり、第2に介護予防、そして、第3点が生きがいづくり、そして、社会参加を重点目標に関係団体、そして、地域と連携を図りながら推進を図ってまいりたいと思っております。

町のひとり暮らしの高齢者に対する総合的な対策であります。まず、現在行われております「緊急通報システム整備事業」、そして「訪問給食サービス事業」、さらには「軽度生活援助事業」等、きめ細かなサービス事業を用意し対応しておりますところでございます。

中でも、平成19年度から実施しております「緊急通報システム整備事業」につきましては、現在84名のひとり暮らしの高齢者の方にご利用いただき、これについては使用料月額500円という形で行っております。そういう中で、緊急事態に迅速な対応ができる体制整備が敷かれることで、日常生活の安全確保と精神的な不安の解消が図られるものと考えております。設置された方には、その地域の民生委員を含

めた3名の方々に協力員になっていただき、通報時の対応や日ごろの見守りができるような体制づくりを行っておるところでございます。

また、ひとり暮らしの高齢者の方でお元気な方がいっぱいいらっしゃいますので、この方々にも積極的に老人クラブや各公民館で実施しております各種事業に参加していただくことが、生きがいつくりや引きこもり防止、さらには、健康づくりにつながりますので、町といたしましてもさらにPRを進めてまいりますので、議員のお知り合いの方にもお声がけをいただきますようお願いいたしますとともに、ひとり暮らしでお困りのことがある方がいらっしゃる場合は、特に亘理町地域包括支援センターに電話でも結構でございますので、ご相談いただきたい。そうすることによって、支援センターの方でも早速その方々に足を運んで行きまして、ご相談に乗りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今町の事業、いろいろ詳しく教えていただきました。いろいろやっぱり課題があると思うんですけども、こういうおひとり暮らしの方たちは、やっぱり一番問題のところは共通して考えられるポイントは、「つながる」ということと、あと「見守る」ということかなと思います。やっぱり行政がやっている申請主義では私は気づくことができないと思います。こちらから出向いて初めてつながりができると考えます。

行政が町民とつながる上で重要な機関としてやっぱり地域包括支援センターが私はあると思います。その機能をさせるために、やっぱり地域の高齢者のさまざまな声や情報をセンターへ届ける仕組みが必要となると思います。今ある民生委員の方々や、あと社会的な資源、いろいろな情報を持っていらっしゃる方をいろいろと役割をきちんと整理して、そして、高齢化社会に対応した住民がセンターときちんとつながる、そういう施設整備が必要ではないかと思います。

あと見守るということについては、地域では老人会、社会福祉協議会、民生委員が活躍されております。今後もそういう社会資源の活用、そういう方の活躍も必要でありますけれども、新聞配達の方とか、郵便局とか、消防署とか、地域医療関係の方々とか、やっぱりきちんと連携をして情報の提供を受けていかななくてはならないと思います。

そこで、地域包括支援センターを軸にした「つながる」と「見守る」に関して、

町としてどのような施策を考えているのかご答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま佐藤議員さんからお話しされたとおりかと思えます。そこで、一昨日、総合防災訓練が亙理小学校で開催された後に、岩手・宮城内陸地震の耕英地区、部落で災害起きた金沢さんという行政区長さんから講話をいただいたわけでございます。やはりひとり暮らしはもちろんのこと、地震災害があった場合については、やはりまずもって自分の身は自分で守るという形を一つとること。要するに「自助」、自分で考える。

そして、次が「共助」、ともに、お互いに助け合いの精神、そのためにはやはり三軒隣というか、お互い常日ごろからおつき合いをすることが災害、あるいはひとり暮らしの場合も大事だと。それと同時に、やはり町の方でもこの災害、あるいはこういうひとり暮らしの場合についても、やはりお互いに助け合い、それで不足する場合については、今言われた町の方と、町の包括支援センターでも各機関との連携も図る必要はあると私も思っております。

これについては、きょうは担当課長もおりますけれども、介護支援センターの方にもいろいろとそういう機関に対しましてお話というか、そういう会合を持ってどの辺まで協力願えるか、その辺も十分これから前向きに検討させていただきたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 去年、第4次総合発展計画後期基本計画の策定に当たって、町民の意向調査を行いました。2,000人の意向調査で回収率が54.3%、1,086人からの回答をいただいている中で、亙理町をより一層住みよい町にするための施策ということで、社会福祉について、やっぱり高齢者福祉対策の充実が48.2%、介護保険体制の充実が30.5%、この高齢者福祉対策の充実、この部分でやっぱり今第4次総合発展計画後期基本計画をつくっておりますけれども、そういう中で、一つ項目をふやしていただいて、ひとり暮らしのそういう対策の部分でぜひ協議を行っていただければいいかなと思っておりますけれども、さっき言われたように412名の方が1人でいらっしゃいます。

本当にこの方たち、よく私もおひとり暮らしのところに行きますけれども、やっぱり不安だと、あと相談相手がいない、頼れる人がいないというのが6割を超えて

いるという新聞の報道もありますけれども、ぜひ策定中の第4次総合発展計画の後期基本計画の中でぜひ取り上げて協議をしていただきたいと思いますけれども、その点についてご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その意向調査、最も多かったのがひとり暮らしの生きがい対策ということで、私も十分理解をしておるわけでございます。そういうことで、やはりひとり暮らしでも元気な方もおろうかと思えます。その際には、やはり家に引きこもりすることなく、やはり週に2回、3回は出ることによって、そのひとり暮らしの寂しさを解消されるという物の本に書いておったこともありますけれども、やはり現在のところは民生委員の方々にだけお願いをしている状況でございます。

各種のやはり団体の方々の協力をいただくということ、例えば学校の方で子供を見守り隊ということで登下校があるということ、そういうように、地域の方々のご協力をいただきながら、そのひとり暮らしのための見守り隊というか、お声がけ隊というか、そういう発案も私今個人的に考えておるわけでございます。

そういう中で、民生委員の方々、町内には55名の方々がおるわけでございます。この方々は本当にボランティア的な内容でございます、これらについては相談件数、ちょっとここに数字あるわけですがけれども、「支援・相談件数」が1年間に約1,000件、そして、これらの世帯の支援、必要な情報収集や状況の把握、あるいは調査を行うということで「実態調査」、それらを行った結果約370件ということで、やはりいろいろの訪問活動では1万3,360件と、訪問して連絡活動というのが1万3,360件と一番多い活動となっております。

それらを踏まえすと、やはり民生委員の方々、本当に大変だなと思っております。民生委員の補助的な、内容的な内容、保健課長さん、そういうのをできるかどうか、今後検討し、これらについては町の方での施策として、今後ひとり暮らし対策について進めなければならないのかと思っております。これらについてももう少し研究をさせていただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今町長の答弁、2番目になったかななんて思いながらいるんですけども、問題なのがやっぱりきのう、おとといの地震のとき、何かもう本当に情報、その横の連携というんですか、そういうのはないですし、例えば町営住宅だったら

かぎは町で持っているのでしょうか。あと個人で、1人で住んでいらっしゃる方の対応はどのようになっているのでしょうか。いざというときに本当に元気なおひとり暮らしの方もいっぱいいますけれども、いざというときのための対応の指針というんですか、そういうのをきちんと総合対策の中で私はやっていかななくてはならないのかなと思いますけれども、この点についてもう一度お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そのかぎの預かりの分については、都市建設課長の方に答弁させます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 町営住宅のかぎの管理につきましては、まず個人で利用者の方に持っていただいております。そのほかに、合かぎということで、町の都市建設課の方ですべてのかぎを予備として預かっているということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 町営住宅はすぐにかぎがあくと思いますけれども、普通の家、一般のお家で、個人住宅に住まれている方のおひとり暮らしに対してはどのような対策がなされているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 各個人のかぎの管理ということですが、町の方で行うことは無理な状況でございます。ただ、先ほど町長が答弁の中でお話ししておおり、その公の立場で介入するとなりますと民生委員さんというようなこととなりますけれども、それ以外、安心してかぎを任せられるとか、そういった方につきましては、やっぱり近くにご親戚の方とか、あるいはご近所の方というようなことであると思いますので、あといざとなった場合、やはり近くの方が一番というようなこともございますので、その辺での町長が話したとおり、ご近所づき合いを一番にさせていただきまして、その中で地域全体で見守っていただくというのが一番ではなかろうかというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） ひとり暮らしの方の緊急連絡カードみたいなのは町ではつくっていただけますでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 民生委員の方で、これについてはひとり暮らしの世帯の方の「思いやりカード」というものがございまして、そちらの方に緊急連絡先等、それらを控えたもので管理しております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 緊急連絡カード、本当に大事なカードになると思いますけれども、きちっとこのカードの置いてあるところとか、あときちっと民生委員だけでなく、何かいざというときのために使えるような方向をこれから示していかななくてはならないのかなと私は考えます。

それでは、2 番目に移ります。

地域ぐるみでの独居老人を見守る体制をつくる必要があると考えます。見守り推進委員をつくり、地域の民生委員と連携し安否確認や日常生活における相談をすべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらについてもやはり先ほど来申し上げておるところでございますけれども、このひとり暮らしそのものについて、やはり隣とのつき合い、三軒両隣というか、これが現時点では難しいようでございますけれども、昔ですと必ずどこどこに行きますからお願いしますと、一声かけ声というか、声かけが少なくなったのかなという感じをいたしておるわけでございます。これらについてもやはり今後の課題ということで、関係機関というか、保健福祉計画の中でいろいろと前向きに検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 先ほど相談件数が1,000件を超えての相談があったという話なんですけれども、民生委員の中でも独居の方、女性と男性、ちょっと数がわからないので示していただければとは思いますが、なかなか男のひとり暮らしのところに女性の民生委員が行ってゆっくりお話しするというのもいろいろできないんだよねという方もいますし、その逆もあります。そういう部分で推進員の方のご協力をいただいたりなんかしながらいけば、もっともっとスムーズにいろいろな情報を集めることができるのかなと私は考えます。そういうことを町で見守り推進員をぜひなるだけ早目に私はつくるべきかなと思いますけれども、この点についてお伺い

たします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） もっともだと私は思っております。そういう中で、やはり民生委員を初め、地域住民の皆さんの協力をいただきながら地域ぐるみ、そして、地域の助け合いで一人一人が見守り隊というか、お世話隊というか、そういう形をやはりすることによって高齢者を支えることが最も大事かと思っております。これらについて民生委員の方々にもご相談を申し上げながら、やはり民生委員の意向も聞きながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） この65歳以上の高齢者なんですけれども、2030年には高齢者の5人に1人がひとり暮らしになるんじゃないかという、そういう予測も出ております。そういう中で、町でしっかりと取り組んでいかないと、やっぱりいろいろな孤独死とか、あと災害時のときのいろいろな問題点が出てくるのかなと思いますので、私は412名、あとこれからもっともつとふえるだろうというそういう中で、私は緊急にこの体制は、施策は町できちっと示していかなくてはならないのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 番目に移ります。

かかりつけ医、持病、薬剤などの情報を専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫の中で保管しておくことで、万一の救急時に対応できるものとして無料でプラスチックの筒を配布している自治体がふえています。本町でも取り組むべきと考えますが、伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この緊急搬送に占める高齢者の割合は高齢化とともに進展、すなわち増加をしているということで、消防署の方からも聞いておるわけでございます。そして、ご提案ありました「緊急医療情報キット」でありますけれども、やはりひとり暮らしの高齢者や持病のある方が急病で倒れてしまったとき、救急医療情報を収納するもので、かかりつけ医、緊急連絡先や持病、服用薬などの情報を詰め込んだ容器を、場所を知らせるステッカーを張った冷蔵庫に置くとか、あるいは救急隊員ですか、消防署員が適切に対応するもので、有償、あるいは無償で、東京都内で2区1町で実施しておるようでございます。さらには、北海道の夕張市でも実施し

ておるといふこととございます。

これは高齢者のみならず、持病を持たれている方や障害をお持ちの方にはもとより、ご家族にとつても安心できる、また、防災上の観点からも有効な取り組みではないかと思つております。

一方、しかしながら、医療情報の記載やその情報の更新が正しく行われるのか、そして、ご家族からの承諾、あるいは個人情報保護など課題もあると聞いておりますし、緊急指定の病院のある隣接市町や関係機関との協議も必要になりますので、もう少し状況を見ながら検討してまいりたいと思つておるところとございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 冷蔵庫に入れておくといふのが、何か私はなるほどな、考えたなと思つたんですけれども、やっぱり自分の健康の部分でいざといふときに、救急車を呼んだときと今町長お話しされていましたが、やっぱり高齢者はすごくそういう確率が高いわけですよね。そういうときに、やっぱり薬をきちつと自分でちゃんと冷蔵庫に処方せんといふんですか、そういうのをに入れておくことによつて、本人も安心だと思つますし、あと救急車が搬送されたときもその対応、私は早くスムーズにできるのかなと思つます。ぜひおひとり暮らしのその意識を自分の体の健康の部分で、自分の健康を守つていくといふ上でもこれは大事なキットになる、ものになるかなと思つますので、ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思つます。

では、2番目に移ります。

ジェネリック医薬品の普及促進について。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、普及促進に向けた取り組みが行われています。そうした中で、ジェネリック医薬品の利用を医師や薬剤師にお願ひしにくい場合等に、被保険者証とともに医療機関や薬局等に提示することにより、円滑にジェネリック医薬品が処方されるよう「ジェネリック医薬品を希望します」と記載されたカードの配布をすべきと考えますが、町長のご見解をお伺ひいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもつてジェネリック医薬品とはといふことで、きょうも傍聴の方々がございますけれども、このジェネリック医薬品そのものについては、先発医薬品、要するに新薬、新しい薬が出て特許期間が切れた後に販売されるものであつ

て、効能そのものについては何ら新薬と変わりがないということでございます。そして、ただいまお話しのとおり、このジェネリック医薬品そのものについてはその薬品によっては3割ないし6割ほど安いということでございます。

ある機関の試算では、糖尿病の薬をジェネリック医薬品に変えると、年間8,000円から1万1,000円安くなると。糖尿病の薬ですね、このようにジェネリック医薬品を利用することで、家計の負担を軽くするだけでなく町の国保会計、医療費の抑制にも大いに役立つと思っております。

町といたしましても、ジェネリック医薬品の普及を図るため、広報わたり、昨年でもございましたけれども、7月号に普及啓蒙を図ったところでございます。そういうことから、今年度は亘理町国民健康保険加入者に7月に、新保険者証を送付するのに当たりまして、「ジェネリック医薬品希望カード」つきの啓発のパンフレットを同封するというので、これつくったわけですね。

こういうことで、ここにジェネリック医薬品希望カードということで、2枚つきでございます。そうすることによって、医薬品を変更することによって、まず処方せんとか薬局と相談、薬を選びましょうということで、いろいろとこれを被保険者証送付と同時各家庭にお配りをして、これを利用することによって、先ほど申し上げた医療費の削減になると思っております。

しかし、一部これについても私医師会に、次の会議あたりがあった際に、先生によってはこれはだめですよという拒否する先生もおるわけです。あと薬局ですか、それらをもう少し医師会、あるいは薬剤師会とも調整をしなければならないと思っておりますけれども、まずもってこのジェネリック医薬品そのものについて利用することによって、町の医療費の問題、そして、個人の負担が安くなるんだよということをまずもって認識された上に、7月にこれを配布して徹底を図ってまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 広報7月号、去年の見ましたけれども、切り抜いて使ってくださいというような感じの広報でした。あと今回も健康保険からのお知らせの中でも「ジェネリック医薬品を利用しましょう」という丁寧なこと書いてありましたけれども、今回はカード式ですね。保険証と一緒に使えるという部分がすごくいいのかなと思います。やっぱり余り材質が紙みたいなのではちょっと使いにくいというのがあ

りますけれども、銀行のカードみたいな感じになるのかなと思いますけれども、（「それも柔らかくて軽いやつ」の声あり）それでなんですけれども、この今まで本当にもったいなかったなと思うんです、今までの期間。

でも、このジェネリックってなかなかお年寄りの方、私から初めそうなんですけれども、覚えられないし、言えないし、そして、内容がわからないという部分で本当に今までの期間もったいない期間だったなと思いますけれども、やっぱりこういう医薬品、何も効能に影響がないというのであれば、もっともっと先にきちっと、広報小さくでなくて、やっぱりきちっとカードをつくって進めればよかったのかななどと思いますけれども、でも、もう7月に配布されるということで、それで、その案内というか、ジェネリック医薬品についての文章はわかりやすいですか。

何見ても何かなかなか納得いかないようなジェネリック医薬品の説明なんですけれども、ぜひわかりやすい、お薬を一番利用される方はやっぱりお年をちょっと召した方が多く病院にかかるとしますので、そういう部分でわかりやすい文章で配布をお願いしたいと思いますけれども、その点についてもう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、「賢く」と漢字で書かれている。「賢く」、これは柔らかく書けばよかったよね。「利用して賢くお薬を選びましょう」ということで、いろいろ効能とか。そして、1枚だけで紛失すると困るので、2枚カードつきでございます。やはり保険証と一緒にこれを先生、あるいは薬局に出してもらわなければだめだということね。言葉で言うよりも。やはりこれらを、これで医薬品をお願いしますということで、これで十分かと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 難しい文章要らないんですよ。どんなお薬なのというので、医療機関で処方されるが効き目は同じで安価なお薬です。あと効き目や安全性はという部分で、有効成分、効き目が新薬と同じ、国も認める安心のお薬です。医師、薬剤師に相談してくださいと、何かもう本当に長々とした文章でなくて、もう安心です。国も認めます。効き目は同じです。安いですという、もう本当にわかりやすくぜひご提示をしていただければもっともっと利用される方が多いのかなと思いますけれども、その点をお話し、いいですか、済みません。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、佐藤議員さんから言われたように、安い薬です。そして安心です。そして、開発コストが安いです。そして、新薬よりも改良が進んでおりますということ、4つの項目、今お話しのとおりの内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 以上で終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、13番 山本久人議員、登壇。

〔13番 山本久人君 登壇〕

13番（山本久人君） 13番 山本久人です。

まず初めに、町内中学校教育についてご質問します。

（1）本年度、宮城県公立高等学校入学者選抜において、新たに普通科全県一学区となり、学区制が撤廃されたが、これに対してどのように取り組んできたかをお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 教育委員会部局に関連しますので、教育長の方から答弁いただきます。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、山本議員にお答え申し上げたいというふうに思います。

まず初めに、県立高等学校全日制課程普通科の全県一学区制に至った経緯の概略を説明いたします。

現下の状況を踏まえて、今後の高等学校教育のあり方をめぐり、宮城県教育委員会は、平成17年7月12日に高等学校入学者選抜審議会に対して県立高等学校の通学区区域、いわゆる学区制のあり方について諮問いたしました。同審議会は、1年5カ月にわたって慎重な審議を行い、平成18年11月20日に「生徒の学校選択の自由を拡大し、本県の県立高校のさらなる活性化と魅力ある学校づくりを願う見地から、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区区域、いわゆる学区については撤廃し、全県一学区とすることが望ましい」とする内容の答申を取りまとめ、宮城県教育委員会教育長に提出されたわけで

あります。

この答申の内容を踏まえまして、宮城県教育委員会は、県内各地で意見聴取会などを開き、広く県民、あるいは保護者の意見を聞きながら慎重に審議を行い、平成19年3月28日に次のような方針が出されたわけでございます。

1つは、県立高等学校全日制課程普通科の通学区域、いわゆる学区は答申のとおり撤廃し、全県一学区とする。

2つ目は、通学区域（学区）の撤廃時期は、生徒・保護者への十分な周知等を図る観点から、平成22年度、昨年度なんですけれども、の入学者選抜から実施する。なお、所要の規則等の改正は速やかに行うものとする。

3つ目、通学区域（学区）の撤廃に当たっては、新制度について十分な周知を図るとともに、円滑な制度移行を期するために、魅力ある学校づくりの一層の推進及び生徒が適切に学校を選択できる環境の整備充実を図るなど、県教育委員会と学校が一体となって積極的に取り組むこととする。

以上のような方針のもと、県教育委員会は、県内各地で県民及び保護者に対する説明会を開くと同時に、中学校長に対しても数回にわたって説明会を行い理解を求めております。

本町の教育委員会といたしましても、県教育委員会からの通達に基づいて、定例の月1回の校長会、あるいは教頭会の折に、教育長から各中学校で全県一学区制に対する生徒や保護者への理解を深めてもらう啓発活動などの方策を講じて、生徒の進路指導に万全を期するように指示してきたわけでございます。それを受けて、各中学校では、生徒及び保護者に対する説明会を数回にわたり開くなど、事前の対応を実施してきました。

方針が出されてから3年、本年の3月に最初の全県一学区制のもとで県立高等学校入学選抜が行われましたが、今回は初めてというケースで、今までだと予備調査は1回だけだったんですが、初めてのケースということで2回の予備調査をしております。そういうことから、町内の中学校では、特に問題になるようなことはなかったと、後で校長から報告を受けているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 啓発ということで、周知、親や子供に知らせるという面で知らない人は多分だれもいなかったということで、そういった覚悟を持って入試に臨まれた

のかなということで、次に移らせていただきます。

(2) 番、急激にレベルアップした高校が一部に見受けられたが、本町の受験生に影響がなかったのかをお伺いいたします。

議長 (岩佐信一君) 教育長。

教育長 (岩城敏夫君) それでは、お答え申し上げます。

本年度から、先ほど言いましたように全県一学区制になったわけですが、仙台一高、あるいは宮城三女高、現在は仙台三桜高という名称かわりましたけれども、こういう伝統校が共学化、最後に残っていたのが仙台一高と三女高だったわけですが、共学化が話題を呼んだりしまして、仙台圏の出願倍率を見る限り、南部地区は北部地区よりも倍率が高くなったということが、後でマスコミとかからも言われましたけれども、県教委からも報告がありました。若干流動化したということのようであります。

具体的に言いますと、一般入試出願倍率ですが、仙台一高は去年は1.26倍だったんですが、今年度1.94倍、仙台三桜高、三女高です。1.26倍から1.71倍へ、それから、仙台向山高の普通科でございますが、1.19倍から1.67倍と軒並み倍率が高くなっております。仙台の旧南の方の学校です。

反対に、北の方であります。仙台二高1.45倍から1.00倍、仙台三高普通科は1.76倍から1.49倍、宮城一高、旧宮一女高です。は1.37倍から1.03倍、そのほかにもあるんですけども、この主要な高等学校3校とも倍率が昨年と比べると大幅に減っていると、低くなったということでございます。

ちなみに亙理高校でございます。地元の亙理高校でございますが、普通科の普通コースは1.64倍から1.14倍、若干倍率が低くなったんですが、ほかが皆ふえています。例えば普通科園芸コースは0.85倍、去年は定員に満たなかったんですけども、ことしは1.00倍、食品化学科は0.93倍から1.76倍と大幅にふえております。商業科も0.83倍から1.28倍、家政科は1.20倍から1.63倍と、全体的に見ますと亙理高校は平成21年度よりも倍率が高くなっているという現状でございます。

仙台首都圏というか、仙台圏の方から亙理高校の方に受験者が相当数流れてきたということが言えると思います。そういう実態から、本町における中学3年生、昨年度ですけれども、3月末の受験生には少なからずの影響はあったのではないかなというふうには思っております。

ある中学校の校長からの報告によりますと、昨年だとうちの学校の卒業生は多分この学校は合格したであろうが、今年度はだめだったというふうな生の声も聞いております。去年と同じような成績をとっているんですけども、今年度はその成績ではだめだということのようで、やっぱり北の方から南の方にどうも受験生が移ってきた経緯はあります。

ただ、これは県全体レベルで仙台市に一極集中というふうなことがかなり懸念されてきたわけですが、総体的に見るとそれほど仙台市の高等学校、特に南部に一極集中したというふうなことは県教委ではとらえていないようでございます。

来年度、まだ2回目というふうなことになりますので、受験生、あるいは保護者はその動向を十分踏まえて、あるいは中学校の進路指導、校長含めて進路指導にこのこういう状況を踏まえて適切な進路指導をするものと思いますし、教育委員会といたしましても、事前の進路指導に万全を期すように、今後各中学校の校長に指示していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 非常に詳細で丁寧なご答弁ありがとうございました。ほとんど教育長がおっしゃっていただいたので、私申し上げることは余りないんですけども、亘理高校に関して若干補足させていただきますと、合格基準が変わったといいますが、亘理高校普通科普通コース、定員40名なんですけれども、推薦入試で合格者が4名しかとらなかったと。多分12名ぐらいとれるはずなんですけれども、とらない。出願倍率、先ほどおっしゃられたように1.14倍、一般入試で全員大体受かるという倍率なんですけれども、一般入試で合格したのが36名の枠の中で24名、残りどうやったかという、教育長ご存じだと思うんですけども、二次募集で12名と。受けに来た人を全員とらないで、わざとと言ったらあれですけども、基準がちょっと厳しくなったと。

これまでだったらある程度地元の受け皿ということで、とっていただいたところなんですけれども、同じく普通科園芸コース、推薦入試合格者40名定員に対して2名、たったの2名です。なぜこんなに変わったのかがまだちょっと調査してないのであれなんですけれども、出願倍率1.00倍、一般入試。1.00倍だと受かると、何もしくとも受かると、それはちょっと言い過ぎなんですけれども、これまででしたらそのまま休まなければ受かるという状況だったんですけども、38名の定員があ

るはずなのにもかかわらず26名しかとらないと。二次募集で12名を、一般入試で落ちた人も二次募集で救われた可能性も、その12名の中で救われたというのものもあるんですけども、やはり変わったと。

商業科の定員もやはり同じく40名で、推薦入試、ここは11名にとって、出願倍率1.28倍、一般入試で24名にとって、全部はとらないで二次募集で5名という形で、ちょっとこれまで地元の高校も、これは全県一学区とはちょっと違うと思うんですけども、高校の方の方針が変わったのかなと。

さらに、北学区の生徒さんの流入によって南学区の仙台市内の、または名取市、岩沼市の高校もかなり厳しくなったということで、ことしの3月まで亘理中学校の教頭をしてらした先生が、教頭先生がことしの入試は本当に厳しかったと。これで推薦制度がなくなったら大変なことになるのではないかということのを置き土産として、別のところに赴任されましたけれども、4月には。

やはりこういった厳しい情報というの、実際に教育長とか現場の先生方は把握しておられると思うんですけども、来年度入試に向けて親とか子供たちというのはまだまだ認識というか、現実がまだ、急に変わったものですから、例えば亘理中学校の3年生の進路調査をしたところ、亘理高校志望者が圧倒的に多かったと。例年以上に多かったということで、去年は周知の面で多分全県一学区スタート1年目なのでよかったと思うんですけども、改めてこんな感じで変わりましたよというデータなり、去年が各中学校というと、学年1クラスの学校もあるので、ちょっと個人情報に触れる可能性もあるので、町全体ぐらいのこういう感じで厳しくなったんだよと。どこが入りやすいとか、入りやすいところを選べという指導は、教育長はできないとは思うんですけども、この現実を認識させるようにある程度の情報、数字的なもの、データを保護者、子供を含めて提供してみたいかどうかなんかというのを伺いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、山本議員さんおっしゃったとおり、地元の亘理高等学校も非常に厳しい状況になったと。例えば今ご指摘ありましたように、40人の募集定員なのに40名をしっかりとらないという現実がほかの科でもあります。これはどういう原因かというのはちょっとまだ分析はしておりませんが、恐らく高等学校では、それぞれの高等学校にこの基準というものを校長が責任持って設置することになっ

ております。やはり余りにも学力が低下している子供は受け入れないという多分基本方針に基づいて定員40名だけれども、実際は38名、2名は落とすというふうなことをやったんだろうと推測はされますけれども、それで、この実態等については、もう既に校長会にお願いしまして、中学校のですね、データを持っております。これは各学校に当然校長たちが協議していますので、そのデータに基づいて今年度の入試の状況については、現役の在校生、中3、あるいは中2に向けて、あるいは保護者について具体的に、進路指導の資料として具体的な数字を示してくださいと私の方からお願いしたいというふうに思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） もう既に手は打ってあるということなので、次の質問に入らせていただきます。

（3）番、平成25年度公立高校入試では、推薦制度も廃止され、より一層の学力向上が求められているが、今後どのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

ご承知のとおり、文部科学省では、知・徳・体のバランスに配慮しつつ、基礎的・基本的な知識・技能、そして、それらを活用し、課題を解決するための思考力、判断力、表現力及び学習意欲を重視した学習指導要領を小学校・中学校・高等学校と順次改訂いたしました。小学校では来年度から全面実施になるわけでございます。中学校は平成24年度から1年おくれるんですけれども、小学校は来年度から、今言いました新学習指導要領に従った教育活動が展開されるということでございます。

今回の学習指導要領改訂では、国民からかなり問題視されました学力低下というものを踏まえて、それを見直そうというふうな方針を文科省は転換したということございまして、年間授業時数がふえたわけでございます。例えば小学校1年生では年間に68時間ふえることとなります。つまり1週間に2コマがふえるということとなります。それから、2年生が70時間、これも2コマでございます。3年生から6年生が35時間ふえると。中学校は1年生から3年生まですべて35時間ずつふえます。

それに伴いまして、新しい教科書、小学校なんですけれども、小学校が来年から全面実施されますので、新しい教科書が展示されることとなります。本町の図書館、

ここが名取市、岩沼市、亶理町、山元町の教科書展示センターに指定されております。6月18日から7月8日まで展示されます。その新しい小学校の教科書、先生方に閲覧してもらおうと。各社の教科書を見ていただいて、内容を十分把握していただくというふうになっております。

先ほども言いましたように、授業時数がもう30時間から70時間とふえたわけですので、教科書のページ数も約3割ふえております。かなり分厚くなります。そういうふうなことで、昔に逆戻りするのかなと、一面危惧も私自身感じております。いわゆる詰め込み教育というか、そういうふうにならなければというところも感じているところでございます。

そういうふうな状況を踏まえまして、小学校は全面実施ということですがけれども、中学校もその1年後に実施されますので、それに対応した準備というか、つまりハード面はもう大分整備されておりますので、むしろソフトの面。先生方の指導力向上を図るための研修内容の充実、あるいは3割程度教科書もページ数もふえましたので、教える内容もふえましたので、それに基づく年間の指導計画というものを各学校これつくられなければなりません。その準備に今鋭意努力していると、各学校も多分夏休み返上して先生方つくると。小学校の先生方は多分そうなるだろうというふうに思います。

教育委員会といたしましては、児童生徒に確実に基礎・基本を定着させると。これは文科省でも言っているとおりでございますので、私たちもこれを忠実に守りながら、基礎・基本の確実な定着と、これをさせるため、先生方の指導法、あるいは指導技術の向上を図っていく必要があると考えております。

そのために、今年度は現職の大学の先生、宮教大の相澤秀夫先生、この方は文科省にも、もともとは附属中学校の先生で、文部科学省の調査官というふうなことで派遣されまして、県の指導主事された方で、私も面識持っているものですから、電話かけてすぐオーケーというふうなことで、新学習指導要領全面实施に向けた学校及び教師として心得ておかなければならないもろもろのことについてご講話をいただくことになっております。

それから、この先生は国語の専門家でございます。国語の指導の専門家でありますので、具体的に8月24日には、「国語授業づくりの基礎・基本」というふうな、具体的にご指導いただく。それをもとにして9月末ころには現場の先生が模擬授業

を行うことになっています。そういうふうに新学習指導要領に基づいた指導法どうあるべきかというものをしっかりと1年前に身につけて本番を迎えると、そういうふうなことを今考えております。

これからの学習指導では、その内容を履修するだけではだめだと、習得しなければならないと私自身は考えております。そういうふうな観点から、教育委員会といったしましては、先生方が自信を持って教壇に立つ、指導する、そういうふうな環境づくりをやっぱり教育委員会としては果たさなければならないと。

そういうふうなことでありますので、やはり学習習慣、基礎・基本を定着させるための一番の要因であると思っているのは、学習習慣をつけて学習意欲をつける、この基本だろうと考えておりますので、基本的な生活習慣の形成、あるいは家庭の教育力の向上、やっぱり家庭のご両親の教育に対する関心と子供の教育に対する思い、そういうものを親にしっかりと身につけてもらわなければ、子供は全然成長しないという、私はそういう考え方を持っておりますので、何とかそういうふうなことで学校と連携しながら、基本的な生活習慣及び親の教育の向上に努力してまいりたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 子供も大変になるし、学校の先生も大変になって、さらに、入試が今の中1の子が入試するとき、現行の入試制度が、推薦制度がなくなるかわりに前期選抜と、推薦でとっていた10から40%ぐらいの範囲で、調査書、そして学校独自資料、実技、面接、口頭試問、作文、小論文から一つ以上実施と。あと学力検査、これは国語、数学、英語の3教科というのが推薦入試のかわりに導入されるんですけども、これに対してもある程度のもう今中1の子ですから、どういった入試、平成25年入試に向けての話なんですけれども、今のうちからやっぱりきちっとした手を打っていかないと難しいかなと思いますので、ある程度もし策がありましたらご答弁いただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 入試制度が変わると、平成25年度の春からなんですけど、今現在の中学校1年生、もう既に前年度からそういうことは県内各地に周知徹底を図って、保護者に対する、あるいは学校に対する説明会等々もやっているわけでございます。もう4月早々にこういうパンフレットが来まして、各学校に配布して、これを増す

刷りしながら、保護者にも子供にも周知を図っていると。

あと2年半ほどございますので、学区が一学区制になったと同時に、同様に、県民、保護者、あるいは生徒、あるいは学校関係者すべてに制度が変わりますよというふうなことを周知して、県教委としてはいるだろうし、本町の教育委員会といたしましても、4つの中学校の保護者に対する、あるいは生徒に対するそういう啓発活動、周知活動、これを徹底図るように中学校長に十分指導してまいりたい。だれもこの制度もわからないで迎えたということ絶対ないように、これはもう万全を期していきたいと、このように考えております。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 教育長を初め現場の先生方、大変なご苦労だと思いますけれども、ぜひ互理町の合格率向上のために頑張ってくださいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

国民健康保険税の引き上げについて。

昨年来要望してきた緊急避難的な国保会計への一般会計からの法定外繰り入れ、国保税の収納率の大幅な向上、保健指導の徹底、これらを達成していただきまして、さらには、県からの借り入れ等さまざまなプラス要因を加味しても、医療費の伸びに対して国保税の引き上げは避けられない状況にあります。町として打てる手をほとんど打った状況の中で、町民一体となった医療費削減への取り組みが急務と思われませんが、町長の見解をお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま山本議員ご指摘のとおり、現在の経済情勢、あるいは国保加入者が年々高齢化や、そして低所得者がふえておるわけでございます。そういうことから、議員の方々のご理解をいただきまして、平成22年度の予算について、激変緩和ということで1億8,000万円一般会計から繰り入れをさせていただいたところでございます。それでも国民健康保険事業を健全に運営するためには、税率の改正そのものについては避けて通れない状況にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

その要因といたしましては、国保会計そのものについて、国の制度的な問題がもう少し検討されるべきではなかろうかと思っております。それと同時に、医療費が年々増加しているということでございます。平成21年度の医療給付費と平成20年度

と比べますと、約1億円の医療費が伸びておるということでございます。さらには、今後とも医療費の伸びが予想されるところでございます。やはり医療費の削減・抑制については、町民の皆様の一体となった対策を講じなければならないということがまず大前提ではなかろうかと思っております。

そういうことから、町といたしましても、継続的にお医者さんから来ますレセプトを審査の強化を図りながら、同じ病気で2カ所の医療機関にかかっている方に対して、このレセプトに基づきまして保健師が戸別訪問をいたしまして指導を徹底を図っておるところでございます。そうしないと、その病気そのものが同じ病気で二重にかかっている薬害を起こす場合もあるし、医療費の負担が、本人は負担がもちろんのこと、町の国保会計に大きな負担になるということで、これについてはさらに戸別訪問を徹底していきたいと思っておるところでございます。

そういうことと同時に、平成20年度から制度的にできました特定健診、これの受診率を上げなければならないということでございます。これについても、保健福祉課の方で徹底を図っておるわけでございますので、議員さんは当然受けておるものと思っておりますけれども、ぜひ特定健診の受診率の向上によって医療費の削減というか、医療費の伸びをとめることができるものと思っております。

さらには、先ほど佐藤アヤ議員さんからお話しのとおりジェネリック医薬品にすることによって、医薬品が3割から6割ぐらい安い価格で提供できるということから、ぜひその医療費の適正化を図るためには町民の理解、そして、お医者さんの理解もこのジェネリック医薬品についてはぜひ、これについても医師会の中でも私お願いしたいと思っておるところでございます。

そういうことから、平成22年度そのものについての医療費に伴います国保税の改正そのものについては、あさってですか、16日ご提案申し上げておるところでございますので、これらについてご理解を賜りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 本来国、県がやるべきことが、お金がないので、お金がないというか、国、県が出さないから互理町は一般会計から法定外繰り入れして、さらには、県からの借り入れ、県からの借り入れの方が先だったですかね、全員協議会で2月ぐらいにお話があって、私本当に、我々はある意味否決するだけで何も提案もでき

なかったんですけれども、町長は本当に国保加入者のことを考えてくださったんだなということで非常に感銘を受けております。あと一般会計からの法定外繰り入れも絶対やらないと言っていた町長がやっていただいたということで、本当に加入者を代表はできないですけれども。済みません。

それで、あと収納率の大幅な向上というのも、私数字を聞いて収納率というのは議員になってから下がる一方だったのが、飛躍的に91から95に伸びたんでしょうか。かなりの飛躍的な伸びということで、これも本当に保健福祉課長並びに税務課長さんが一生懸命努力されたなと評価させていただきたいなと思っております。

さらには、保健指導の徹底ということで、実は家にも保健師さんがやってきたんです。やっぱりメタボだということで、85のウエスト目指して私も頑張りたいと思いますので、そういったプラス要因加味しても医療費の伸びに対して国保税引き上げは避けられない状況にあるわけですけれども、その分去年の値上げ案に比べますと大分上昇幅が緩やかになったと。

この実態というのを、この1年というのがすごく大事だと思うんです。どういう経過で国保税値上げになったかと。去年値上げしなかった分がもちろんことしにもかかわってくるだろうと。それ以上にやはり医療費の伸びがとまらないだろうと。職員の方は多分去年は、昨年度は議会の否決の以降一生懸命努力されたというのが数字に出ていると思うんですけれども、町民の努力というのがなかなか数字に出てこない。何で値上げなのと文句ばかり言ってもこれは始まらないので、この1年、値上げの実態というのをもう少し詳しく、詳しくって難しいんですけれども、この内容を何か周知する方法がないものか。

町長は事あるごとに周知を徹底、そういえば3月の納税貯蓄組合の解散総会にも福祉課長さんいらっしゃって、ここまでやってくださっているのかということで、ぜひこの1年、もうちょっと頑張るというのも私も言いづらいところなんですけれども、1年間で町民にもこの実態というものを知らしめるといいますか、わかっていたらご理解いただいて、それで一体となって取り組む必要があるかと思いません。

特に、レセプト審査とか戸別訪問の徹底というのはかなりきくものだと思うんですけれども、最終的にはやはり受診率の向上とか、この1年もまさかもう1回一般会計から投入しようとかということは私も申せませんし、無理な話なので、その辺

に關しまして町長のご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今山本議員さんからお褒めをいただいたのか、私もどちらで回答したらいいかということで、まずもって3万6,000人の中で1万人の国保加入者である、3分の1であるということをもまず理解してもらい、そして、議員の方々には20名のうち17名が国保加入者であるということ、そういうことから、特定健診並びに医療機関を重複してお医者さんにかからないということ、さらには、本当に日常的な私もそうしているんですけども、血压、あとは毎回診療を受けながら薬もらうのは本来だと思いますけれども、時間的な余裕がないものですから、薬もらうのは行ってすぐもらってくるだけで、診療を受けないのも一つの方法かなと。

自分であそこで血压器ではかればわかるという、単純にいたしておりますけれども、やはり健康は先生に診てもらうことが最も大事だと思いますけれども、週に1回、あるいは月に2回、診察を受けることによって本人の負担と医療費の額が上がると。通常の薬だけでいい分についてはそういう方法もあるのかななんて自分なりに考えておるわけでございますけれども、やはりこのジェネリック医薬品にすると、全部が全部することによって医療費は上がる必要ないのかななんて思っています。

ただし、これについても、先ほど申し上げたんですけれども、お医者さん、あるいはジェネリック医薬品についてはだめだと拒否されておる医療機関もあるようでございます。それらもやはり徹底することによって、激変的な緩和で今回一般会計から繰り出ししたわけですが、このできないように、一般会計からのお手伝いをもらわないようにしながら、保険税の税率もできるだけ少なく、本来ですと、この税率改正そのものについては1年単独、単独でやるのが本来の制度となっております。

保険税を上げて積み立てをして何年もそのままいくというのは、やはり保険加入者と編入する、脱退する、そういうことからいっても、やはり単年度、単年度、翌年度の財政を見ながら、そして、国保財政の基金を見ながらある程度の見直しをするのが本来の制度かなと思っております。これらについても、やはり保健福祉課はもちろんでございますけれども、税の徴収についても税務課、そして、年末におきましては全職員によるところの納税強調月間ということで、滞納そのものについての徴収のあり方等についても、これからさらに強化して国保財政の安定化に進め

てまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 国保加入者が今こそやはりその実態というものを認識して、加入者一人一人が私も含めておなかをへこませるとか、体重を減らすとかというのが望まれるのかなど。本当に町は私が想定した以上に、単なる一般会計からの法定外繰り入れにとどまらず、県からの借り入れですとか、あと保健指導の徹底ですか、あと収納率の向上ということで、非常に努力されているのをやはり町民に知らしめて、これだけやったんだけれども、でも値上げなんだ。あとは町民頼むよという形で周知していただければ、今回の値上げの背景というものを町民に知らせる、わかっていたきたいという気持ちでこれやったわけなんですけれども、事あるごとにいろいろな会合などでそういったお話などをしていただければと、昨年に引き続きお願いしたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

平成22年度互理町工業用地等造成事業特別会計予算について。

簡単に申しわけないんですけれども、可能か不可能かちょっとわからなかったものですから、まず本予算が執行可能かについてお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この平成22年の互理町工業用地等造成事業特別会計については、ご案内のとおり、ことしの3月議会におきまして原案どおりご承認いただいたところでございます。

その中で、歳出予算そのものについては経常的な経費、すなわち人件費とか、消耗品とか、それらの内容については執行しております。しかし、22.6ヘクタールの予算につきましては、予算書を見ると、ご案内のとおり7億4,580万円の予算執行についてという形になろうかと思っておりますけれども、既に造成が完了しております10ヘクタールの造成地の売り払いをこの22.6ヘクタールの分に充当いたしたいということで思っておるところでございますので、これらについては、先ほど来の質問の中にありましたとおり、これらについての10ヘクタールの問題、あるいは22.6ヘクタール、全体で32.6ヘクタール分についても今後、エム・ソーラー株式会社の事業計画並びに資金繰り、それらを踏まえながら、さらには、県の指導を受けながら、これらについて慎重に議会の皆さんとも協議しながら執行に向けていきたいと思

ておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 3月議会で審議したのはエム・ソーラーではなくて、エム・セテックのことで、エム・ソーラーというのは4月28日の全員協議会で初めて聞いて、筋からいうと、議会の承認を得るときはエム・セテックで、執行するときにはエム・ソーラーというのはおかしな話ではないのかなというふうに思うんですけれども、例えばこれを取り下げて凍結するとか、執行停止するとかというお考えはないんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、現予算の中で着々と進めてまいりたいと思っております。やはり企業名が変わりましても、やはり将来のこの土地利用、32.6ヘクタール、雇用の問題、若者の定住、地域の活性化のためには、今後事業を完成しなければならないと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 町長は、ここ2年近く事あるごとにあらゆる機会をとらえましてエム・セテックが来ると、雇用がふえて景気がよくなり町が活性化するんだと町民にアピールしてきました。町は32.6ヘクタールの用地買収、あと午前中にもありましたけれども、スピーディーな農地転用、エム・セテックの意見を取り入れたオーダーメイドの造成工事、エム・セテック進出を見越しまして前もって太陽光パネル設置に対して補助金を出したり、中央児童センターやわたり温泉に太陽光パネルを設置してきました。

また、町民の中には都会に住む息子のUターンを期待する地権者もいました。エム・セテック来たら入れてけられるんだっちゃんねという声も聞きました。また、エム・セテックに就職希望の若者もおりました。議会もこの誘致企業を刺激することのないように気を遣ってきた方が多かったと思います。特に、私町に落ち度はなかったのではないかなと思うんですけれども、これエム・セテックのための予算案を議会は通したので、私はエム・セテックと交渉していただきたいと思うんです。実際問題、エム・セテックから撤回の通知がきたと。撤回の通知がきたのはわかるんですけれども、それに対して何か交渉はされましたか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件については、昨年の1月30日、県と町とエム・セテック社と
いうことでの立地協定をしたわけでございます。この立地協定そのものは紳士協定
ということから、売買、あるいは違約金とか、そういう内容が具体的に
なっている内容でないわけでございます。あくまでも紳士協定という形で協定をさ
せていただいたわけでございます。そういう中で、先ほども質問の中
にありましたとおり、この工場団地そのものについては、第4次総合
発展計画の中で平成27年度まで工場団地造成事業ということ
で位置づけをしておいたわけでございます。

そういう中で、平成20年2月ころからエム・セテック社が亶理町に工場を張
りつきたいということでの希望があったために、そういう中で133名の方
々の用地提供を受け、農振転用を受けた、そういうことから起爆剤にな
ったと私は思っておるわけでございます。

そういう中で、エム・セテック社そのものについては、先ほど来言
っておる資本、台湾の資本提携による社長交代劇があったことに伴いま
して、エム・セテック社の新たな社長、謝という社長が相馬工場だけ
で十分であって、亶理町に来ないということから、前社長が県、町と
の協定を無にすることはできないということで、今回新たなエム・ソ
ーラーという会社を立ち上げたということでございますので、必ずしも
最初に協定したエム・セテックとの予算措置でなく、町の工場団地の
造成、その起爆剤となったのがエム・セテックの話があったというこ
とで、大きな考えでやって、これからも進めてまいりたいと思っ
ておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） エム・セテックの親会社と申しますか、台湾のAUO
について若干調べてみたんですけれども、2009年の売上高が1,000億
円、従業員が4万2,000人、工場が台湾、その次中国、その次日本と、
日本も3番目に、あとその後何かほかの国ありますけれども、アメリ
カとかありますけれども、日本が3番目、ニューヨーク証券取引所
にも上場してまして、非常にこれ信用の置ける会社じゃないかと。
世界3大液晶パネルメーカーの一つなんだと。買収を繰り返して、合
併を繰り返してそのぐらいの規模になっていて、今話題のアップル
なんかにも液晶パネルを提供しているんだというのがありました。

あと、そのエム・セテックのAUOのホームページ見ますと、こと
しの1月29日の発表後ですけれども、ちょっと英文なんてつたない
日本語に訳したやつなんです

けれども、AUオプトロニクスは、ソーラービジネスにおける価値の連鎖を高めるためにエム・セテックへの現金投資をふやすという、これは多分財政課長とか町長とかご存じの話だと思うんですけども、これ相馬工場への投資だと、150億円の投資だということで、それで、ポリシリコンを3,000トンから第2工場をつくることによって、今までの3,000トンから7,000トンにふやすんだという記事で、それによってエム・セテックの150億円の現金が、キャッシュが入ってくるんで非常に経営も健全性が保たれて、そこでですね、町長ご存じかわからないんですけども、その150億円でもう相馬で一貫生産するという方向なんですかね、エム・セテックの方は。もしご存じでしたら。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） はっきりした明らかな内容は十分承知しておりませんが、謝社長が社長になってからそういう方向づけで、相馬工場を基本としてやるので互理町にまでは進出しないということから、松宮前社長との確執というか、いろいろあって、松宮社長が互理町に進出しないことに反発をし、自分みずからエム・セテックの会社を辞任したということまでは私わかっておると、以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） これまでのエム・セテックは相馬に原料を運んで、そして、高知の須崎市で何か純度を高めるか何かかわからないですけども、精錬作業か何かして、それで山元町に運んでカットしているというその3つの工場があったわけですけども、それを相馬で一緒にやる、1カ所でやるというんだったら互理町に来る可能性はないのかなと思うんですけども、その辺のところをきちっと見定めて、例えば相馬ではカットはやらないと、カット工場をどこかに必要なんだという場合には、やはり互理町というのも有力な候補の一つになるんじゃないかというふうに私思うんですけども、その辺、そういう考えは、ただ、進出撤回しますと、私は紙切れしか見てないんですね。

紙入れ1枚で、町長はどのような交渉をされたのかわかりませんが、これは余りにも、もう既に中央児童センターの屋根、先ほども言いましたけれども、屋根にあそこのパネル、エム・セテック製なんだよと。あとわたり温泉だって、あれ見ると、やっぱりエム・セテックのための予算なので、可能性があるんであれば、エム・ソーラーというえたいの知れない、えたいの知れないというのは、私4月28日

に初めて耳にしてまだ実態のない、登記だけ行っている会社ということで、そういう意味でのえたいの知れないということですが、そこを話す、やるよりもまだエム・セテックに可能性があるんじゃないかなと私思うんですけども、それで、やるんだしたらそちらと交渉した方が町民のため、東アジアと亙理町が、とりあえず相馬に150億円来ているんですから、亙理町だったら150億円も要らないですよ。13億円ぐらいで済む、とりあえずは。

そういう話だと思うので、もう一度急に、町長は何度も言いますが、エム・セテックが来るんだよと、町民もエム・セテックを期待していたわけですから、町長、もう一度再交渉、もう亙理町こんなオーダーメイドで工場、土地も造成工事でき上がったよと、1期工事終わったよということで、もうパネルもこんなに設置しているんだよと、補助金も出しているんだよ。それをまず言ったのか言わないのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） エム・セテック社の謝社長が4月28日来て白紙撤回した際にも、皆さんといたところで、事業が回復した場合についてはぜひお願いしたいという言葉で私は申し上げておるところでございます。しかし、現在の謝社長は、あくまでも現時点での相馬工場で事業をやりたいということで、社長交代劇によって亙理町に企業進出しないということから、向こうの方からぜひ亙理町にしたいという言葉がありましたら、そういうことに対しまして話し合いはできますけれども、やはり前社長の松宮さんを首というか、辞任したという、そういう内容がありますので、新たに交渉する考え方は現在のところ持っておりません、エム・セテックについては、そういうことをご理解いただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） その辺が外資系の厳しさなのかもしれないんですけども、たまたま去年産業建設常任委員会の視察先として埼玉県の寄居町と小川町というところを視察しまして、ホンダの工場を誘致したと。最初は、昭和60何年から平成2年ぐらいからの県の土地だったんですけども、バブルが崩壊した後、来ると言っていたのが来なくなると。ただ、来なくなっただけでも、だれ一人文句は言わずにそのまま待っていたと。今度よくなったら、先ほど町長がおっしゃるように、今度よくなったら来てくださいねという感じで、そうしたら、平成17年ぐらいに来ると。1

回来ると言って撤回したんですけれども、しばらくして景気が好転したら来ると。これ日本の会社なんで、やはり単純比較はできないと思うんですけれども、売上高1,000億円の企業の傘下の会社と、しかも世界のマーケットに上場している会社と資本金1,000万円の会社とどちらが来た方がいいのかというのは、もう言うまでもないことだと思うんですけれども、もう少し、エム・セテックがだめになったからエム・ソーラーというのは、ちょっとぴんときない。

私4月28日に全員協議会以来、ちょっとしばらく何かいまだにぴんときないといえますか、理解に苦しむ。そんな予算、私ら通した覚えないですし、もともとエム・セテックが来るといって私らは、私の場合は反対したんですけれども、手続上の面で。お金が入ってきてからの方がいいということで反対したわけですが、議会の方は通っていますので、やはり筋を通された方が私はとりあえずエム・セテックの状況が相馬の150億円の中でもう最終工程まで相馬でやってしまうのか。それとも、最終工程をどこかほかのところで探しているのか、安い中国とかインドとかそういうところで探しているのか。

でも、相馬に来たということは、やっぱり最終工程、その辺もやっぱり調査含めて、急にエム・ソーラーというのはちょっと理解に苦しむというか、その辺ですね、もう一度A U O並びにエム・セテックに関して再調査して、再交渉するのとかというお考えはございませんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点では、エム・セテックの謝社長があのように全員協議会におきまして白紙撤回ということで、そして、台湾の企業的な考え方で、先ほどちょっと、やはり台湾、中国あたりの考えがドライであるということですのでぱっと割り切るということから、今後、交渉してもなかなか難しいのでなかりかと思っております。

そういう中で、エム・ソーラーそのものについても、これらについてもこれから県とも事業計画並びに資金計画出た段階で判断を、これについては慎重に判断しなければならないと思っております。そういう場合については、あの土地32.6ヘクタールをやはりいろいろの形で、形というか、視野に入れながら、やはり雇用の問題とか、地域経済の内容ということで、やりたいと思っております。

そして、先ほどの埼玉県のホンダ、その後についても、あの用地は聞いていると

約90ヘクタールの埼玉県の用地に、今回張りつくという形をとっておるわけでございます。企業誘致そのものについては、いいことなんですけれども、産みの苦労というか、そのリスクが伴うという、相手方が企業であるという。ご案内のとおり、セントラル大衡、大和町、その後についても県の30年来の土地であったわけでございます。それが今回、来るということで、県の土地開発公社の土地であったと思います。やはりこの工場誘致そのものについてもご案内かと思っておりますけれども、合併後、逢隈の田沢団地、現在のセキスイ、あるいは弘進ゴム、東伸精工、あれについても桑畑だったんですけれども、企業誘致ということでやったわけですから、これらの工場誘致についても30年来かかったと。

あるいはケーヒン、これで私逃げのつもりはございませんけれども、これについても15年から20年、この工場になるために、そういうリスクがあるということも考えております。しかし、今回、やはり32.6ヘクタールという土地そのものについては、先日知事とも話したんですけれども、県内では一番大きな工場団地の敷地確保ということで、よく関係者、農地転用とかいろいろ手続があったということで、ご理解もいただいておりますので、これらについて、やはり今後とも町民の方々、議員の方々のご支援をいただきながら、先ほど来申し上げておる企業誘致張りつけについて、今後、町といたしましては現在企業対策室という形をとっておりますけれども、本部会議ということで格上げ、対策室は対策室でありますけれども、本部的な、各関係する本部を立ち上げながら、この企業誘致に邁進してまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 3月の予算審査特別委員会で協定書、紳士協定を結ばれたと。あと確約書というものも何か存在しているような話が出ましたけれども、確約書があると答弁がありましたけれども、そういったものを例えばAUOにお見せして、何とかそういった信頼できる、ある程度実績のある、台湾の液晶パネルメーカーの液晶の値段、価格がどんどん下落して行って、新たな生き残り策として、既に液晶パネルでは3大メーカーの一つですけれども、それほど利益率高くないので、ソーラービジネスの方で勝負を挑むということでございますので、何とか、もっといい企業が齋藤町長あるんだったらいいんですけれども、今のままだとエム・ソーラーというのは海のものとも、こう言ったら失礼ですけれども、鞠子議員さんもおっしゃって

いたと思うんですけれども、ちょっと信用できないかなと。

資本金1,000万円で何億の事業というのは、融資の面でどういう形とるのかわかりませんが、ますます町としてはおかしくなるんじゃないかと。この3月に通したエム・セテックに対する私は予算だと、特別会計予算だと思いますので、それがだめなら、エム・セテックがだめなら、これしょうがないじゃないですか。何もエム・ソーラーに比べる必要はなくて、エム・セテックが来なかったよと。こんなに頑張ったけれども、知事と台湾にも行って見て、あと国会議員の台湾出身の人いますよね。あんな人とかのパイプを使ってやったけれども、だめだった。だめだったらしょうがない。だけれども、何か私表面しかわからないので、町長が裏でどんな工作されたのか全然わからないんですけれども、でも、やはりエム・セテックに対する、私は、ほかの議員さんもそうだと思うんですけれども、エム・セテックに対する予算で町は頑張ったけれども、だめだった。

ところが、ただ紙、私の知っている範囲では紙切れ1枚で撤回されたのかなというふうには、どういう交渉をされたのかわからないので、もしそういう意識が、再交渉に関しまして気持ちがおありでしたら、改めてやっていただければ。もっといい企業があればいいと思うんですけれども、結局は町民の税金を担保にして借金をするという形になっているかと思います。ですから、町民の理解が得られないと、我々も何もないんだということで、ぜひ慎重に、エム・セテックがだめだったからエム・ソーラーというのはちょっと幾ら何でも拙速といいますか、何といいますか、ちょっと苦言を述べさせて、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思いません。

議長（岩佐信一君） これをもって山本久人議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時55分といたします。休憩。

午後 2時45分 休憩

午後 2時54分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

12番 佐藤 實議員、登壇。

〔12番 佐藤 實 君 登壇〕

12番（佐藤 實君） 12番の佐藤 實でございます。一般質問を行います。

5月18日、町長選挙告示、同日17時無投票で当選されました。本当におめでとうございます。

町長は、新聞、放送、報道各社の質問に答えておりましたが、その中で、「無投票当選は町民の皆さんから白紙委任されたものと受けとめ、重く感じております」とお話しされておりました。私も同感だと思います。しかし、その裏には、2期8年間町政を誠心誠意運営した成果とも受けとめられるのではないかと思います。そこで、今後4年間の重点目標政策とその点についてお伺いをいたします。

1つ目として、公共ゾーン、今後の計画ということで質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤 實議員にお答えいたします。

この公共ゾーンの保健福祉センター建設については、先ほど来高野 進議員の一般質問にも細部のお答えいたしておるところでございます。保健福祉センターの建設に関しましては、保健福祉センター施設建設検討委員会からご報告をいただいた構想をもとに、本年実施設計等を行い、平成23年、24年の2カ年で建設計画を進めてきたところでございます。

しかし、その中で、この役場庁舎そのものが災害対策本部ということから、これについても議員の皆さんにご報告申し上げておるわけですが、耐震診断の結果に基づきまして、耐震補強工事そのものについて企画調整会議の方に諮らせていただいたところでございます。

その中で検討した結果、現庁舎の耐震補強工事をした場合、コストが高く、さらには、施設も狭隘となっておりますところでございます。そういう中で、現在以上に町民の方々が利用しづらくなることが予想されます。ということは、耐震補強工事そのものについては、これは横にいろいろと狭くなる工事がなされるということ、さらには、先ほど来申し上げておりますけれども、この建物が48年経過しておるわけでございますけれども、これらの補強工事をしてコンクリートの効能そのものが60年ということで位置づけされておりますと、やはり10年、あるいは11年くらいしか補強工事をやってもこの全体的な建物そのものの補強工事には最終的にはならないということが考えられるわけでございます。

そういうことから、費用対効果を考えますと、耐震補強にかかる経費は、今後建

設予定である保健福祉センターや役場庁舎の財源にしてはどうかということの意見と、今後、住民サービスや施設建設に係る経費的なことを考慮すると、保健福祉センター、あるいは役場庁舎そのものをセットで建設することが望ましいのではないかというご意見も拝聴しておるわけでございます。

そういうことで、本年度はまず議員の方々、保健福祉センター建設検討委員会や総合発展計画審議会を初めとする関係団体とこれらについて協議をし、保健福祉センター、あるいは役場庁舎の建設計画について、施設の配置並びに計画等もさらに検討を加えていかなければならないのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 今、公共ゾーンの計画についてお尋ねしたわけでございますけれども、確かに耐震補強という本庁舎の件もあり、セットで考えておるといことでおりますけれども、耐震補強にかかる費用が5億強という数字をこの前の全員協議会で表示されました。我々も、我々というよりも私個人としてはかなりの金をかけ、ざっくりばらんに言えば、あの鳥の海温泉でさえも11億何がし、10億円までかからない金額であのまま建っていると。

すると、役場庁舎もその系統を見ながら、保健福祉センターを独自に建てるとどのくらいの金額に最終的になろうかわかりませんが、それをあわせてやっても結構、分割的にやっていくかという、さっき同僚議員の質問にも答えておりましたが、私としてはそれではこの検討委員会や発展計画検討審議会、いろいろとあろうかと思っておりますけれども、その前に町長としてのお考えをちょっとお尋ねしてから、もう1問質問したいなと思うんですけれども、その点いかがにお考えか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、公共ゾーンそのものについては12.7ヘクタールがあるということで、膨大な土地があるということでございます。やはり経費節減をするためには、一つの案ではございますけれども、わたり温泉鳥の海については5階建てであるということ、そして、展望浴場であるということから、基礎的な内容、地盤の内容をうんと吟味をしたと。ということは、津波の問題、あるいは53年の6・1については液状化現象があったということで、特殊なタイルを、ただ単に細ったしたタイルでなく、円形状のタイルを打ったことに伴いまして事業費がかかっ

ておるわけでございます。

そういうことから、公共ゾーンそのものの用地についての地盤も安定はしておると思います。さらに、建物そのものについても、5階建てとか4階建てとすることなく、そして、町民の方々が利用しやすいような施設ということは2階建てにしてはどうかと。その場合についてもやはり亘理町の町有林、北猿田にあるヒノキの木は60年から70年の木があるわけでございます。これらについても先日、中央森林組合の方にも利用度等について調査をさせておるわけでございます。

そういうことから、やはり基礎的な内容、バリアフリー、あるいはエレベーターが必要かどうかという、エレベーターも結構かかりますので、2階建てではどうか、その辺についても私個人的に考えておるだけであって、やはり以前には保健福祉センター検討委員会並びに総合発展計画の後期計画も、現在委員会を進めておりますので、その中でいろいろご審議を賜りながら、余り財政負担のかからない方法等も検討すべきかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） 町長さんの大体の構想はお聞きしておきます。それでは、その公共ゾーンの中に一応公共ゾーンを設置するときに説明は受けておりますけれども、今後、その後変わったかどうか、その確認の意味で、もし今後建てるのであれば保健福祉センター、役場庁舎はもちろんのことでございますけれども、そのほかにいろいろと建てる予定があったと思っておりますけれども、その点再度お尋ねします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在の第4次総合発展計画の中では、やはり保健福祉センター、役場庁舎、さらには、学校給食センター、町民会館、町民体育館という位置づけをしております。これらの内容についても、平成23年度からの後期計画、現在55名による総合発展計画の審議会の中でどういう形で提言されるかわかりませんが、現時点ではその5つの施設を整備すべきではなかろうかと思っておるところで、そういうことから、12.7ヘクタールの土地を、広大な土地を取得したということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） 前と変わらないようですね。それでは、お聞きしますけれども、先ほど一応この公共ゾーンを撤回というか、用途変更したらどうかなんていうような

話もあったようでございますけれども、私は一日も早くこれに着手していただいて、この4年間でやってくださいとは申し上げませんが、1つでも2つでもその足がかりをつくっていただいて、そして、町民に、ああ、こういう姿勢でいくんだなというふうに思わせるためにも、1つでも2つでも早く建ててほしいと、そういう要望をしたいと思います。

今さらこの用途変更というのは、恐らく開発許可、あるいはあそこの用地を取得するときの条件は曲げることはできないと思いますので、何としても早くセットでも何でも構いませんので、建ててほしいというふうに考えております。

続いて2番目に移ります。

町の経済活性化対策として工場誘致、あるいは農林水産業についてということでお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、先ほど来一般質問の中で、工場誘致そのものについては32.6ヘクタール、用地そのものについては取得をさせていただいておるわけでございますけれども、これからの1期工事の造成を終わり、さらには、残りの22.6ヘクタールについては財源の確保によって造成をするということでございます。

新たな工場誘致という考え方のご質問のようかと思っておりますけれども、現時点で工場用地として取得しておる用地は、他市町村でもないようでございます。そして、特に、昨年12月ですか、農地転用の法律が変わっております。これからは農地を転用するには恐らく規制がかかっておるし、なぜかという自給率の向上のための農地転用を他目的に使うことはいかかなものかということで、国の方でそういう農地転用にかかわる法律を改正しておるわけでございます。

そういう中で、現在、旧ごみ焼却場、東日本コンクリートの西側に1.2ヘクタールの用地そのものがあるわけでございます。その中に、熱研の建物、それらについても用地も取得し、用地を取得というよりも向こうから亘理町に返還された。その中に建物が2棟ほどあるわけでございます。これらの建物の解体費用ということで、今回の6月補正で提案をさせていただきます、これらを活用しながら企業誘致の土地にいたしたいと思っておるところでございます。

そのほかの工場誘致にするためには、亘理町の町内そのものについては、工場のための地域規定もしておるのがないということと、先ほど申し上げた農地を転用す

るのがなかなか難しくなっておることから、これらについても、特に法律改正、あるいは何らかの形でできれば企業誘致というか、現在考えられるのは荒浜地区の常磐自動車道の例のスマート I C の西側ですか、主要県道相馬亘理線のあの土地を活用するのはどうかと思っておりますけれども、まずもって現在取得した土地そのものを早く企業誘致したいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 現在進めている造成地はオーダーメイドでやっているという話は聞いておりますけれども、あの場所でさえもいろいろまだ中途半端なために、昨年12月あたり、恐らくあの岩沼市に今度進出するパン工場とか、ああいう工場も恐らくいろいろあの企業体はかなりこの県南地区を模索しながら亘理町、あるいは山元町、そして岩沼市と、岩沼市は土地が若干高いと。そういう観点からできれば亘理町、あるいは山元町、この辺の周辺にそういう土地があればなというふうに見つけておったところ、残念ながらなかったと。

そしてまた、亘理町にはそういう土地があったにもかかわらず、先約済みと。まず今造成している件だと思うんですけども、そういうふうな話を聞いております。そういう中から、やっぱりいろいろそういうリスクは必要と言っているながらも、若干そういう造成地も必要あるのかなと。工場誘致というのは、あくまでもぬれ手にアワみたい、現に今の、先ほど町長が答弁されたように、大衡村のあのセントラル自動車来る土地でさえも、30年間県の土地だと言いつつながら塩漬けになっておったのがたまたまできてあったものをぼんと買うと。高くてもいいやというふうな感じで買っていたわけでございます。

まして、亘理町で造成している土地が平米当たり7,000円足らずのそういう安値の値段で土地が買えるなんていう、企業体は全然考えてないようです。最低でも1万から1万5,000円ぐらい、あるいは2万、3万というような感じで思っているわけですから、できればリスクを背負いながらも、若干でもいいからそういう用地、最低でも2ヘクタール、3ヘクタールの1工場ぐらいちょっとして来れるような工場の用地はつくっておくべきかなと私は考えたので、工場誘致はという話をしております。

それで、今つくっておるオーダーメイドの造成地は一時も早く造成して、それで、

客を待つというのは変だかわかりませんが、そういう形につけておかないと、せっかく135人の地権者が協力していただいた、そして、だれが来ない、この会社が来るというような感じじゃなくて、まして今進めているお客さんが1社があると、町長は先ほど同様の答えをしておりますけれども、同僚に。それにつけてもやっぱりたとえ小さな会社であろうと大きい会社であろうとお客さんであります。

これは1つでもとにかくお客さんがそういう変なうわさを、議会が反対しているとか、町民が反対しているとかという話を聞けば、やっぱり相手だって構えてしまいます。そうすると、来なくなる可能性もある。せっかくつくってもだれも来ない、買わない。そして、リスクの重ねが生じてくるというのでは、我々はちょっとその意に反することになるので、町長、その点、前向きに検討じゃなくて、前向きに進んでいってほしいなど、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって岩沼市に進出したフジパン、これについては亘理町に最初来たいと。現在の造成したところに2万5,000ぐらい欲しいと言われました。しかし、あの32.6ヘクタールの中で一部だけするのはということでお断りをしたわけです。そのほかに誘致する団地がなかったということで、JRのあの空港のあの南側に、今回あの土地についても、区画整理事業で30年来の土地の、塩漬けと言わなくとも、放棄地であったということでございます。単価を見ますと、亘理町の5倍、6倍ぐらいの単価で買っているようですね。本当に。しかし、ああいうことで企業が張りついたことは岩沼市にとっては雇用の問題、固定資産税の問題であってよかったなと思っております。

そういう中で、新たに企業誘致のための工場団地の用地取得そのものについては、先ほど言ったように、山の開発ですと若干無理だと思います。亘理町の山は浅瀬であって鉄砲水になるということから、やはり農地ということになるとなかなか、先ほど言ったように昨年の12月に国の法律が変わっております。しかしながら、やはり議員さんが言われたように雇用の問題、地元で働くためには企業誘致が大事かなと思っております。まずもって現在の32.6ヘクタールですか、この分の解決後というか、その見通しをした後でなければ二重に負担を伴うという考え方もございます。

そういうことで、やはりこれからは企業誘致そのものが、最も少子化対策、人口

減少の歯どめになるのが企業誘致とっておるわけでございます。それに伴いまして、企業誘致したことによって働く人、子供さんが新たにふえるということでございますので、この企業誘致については、やはり今後とも考えてまいりますけれども、まずもって現在造成した土地を有効に活用し、立派な企業を誘致しなければならないと思っております。そういうことから、議員の方々のさらなるご支援、ご協力を賜りたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 工場誘致については、今交渉中というエム・ソーラーという会社がいろいろ検討されておるようでございますけれども、資本金が低いから云々じゃなくて、やっぱりそういう会社もお客さんですから、ひとつ丁寧に取り扱っていただきたいなど、かように思っております。それをお願いして工場誘致は終わりにしまして、農林水産業についてお尋ねしたいと思います。

農林水産業は、農産物の価格低迷と、さっき町長が答弁されておりますけれども、やっぱりその中で本町のいろいろな生産物というか、まずもって米、本町においてはイチゴ、リンゴ、ハウス栽培等の野菜物とか、そういうものがいっぱいありますけれども、いろいろ値段の問題、あるいは天候の問題、そして、まず一番考えられるのが価格低迷とか、そういう天候に煩わされて安くなったり高くなったり大変農家の方が苦勞されておるのも現状でないかなと考えております。

それで、できればハウス栽培にしても農業栽培や、あるいはそういうものを生産するにしても、変わったものをだんだん変えていかないと、やっぱり日本の農業の沈滞化が進む中で、亘理町ではというようなブランド物というか、そういうものがもし当町で考えておるのであれば、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 農産物そのものの振興については、やはり今議員さんから申されたとおり価格の低迷が続いている。特に、稲作、あるいはことしのイチゴの生産高というか、それらについても前年より、大幅とは言わなくても落ち込んでおるということで、農協の組合長からも聞いておるわけでございます。これも気候等の影響かなと思っております。

そういう中で、やはり作物の品質向上と付加価値を上げなければならないということでございます。ご案内のとおり亘理町の逢隈東部、あるいは高須賀地区、逢隈

西部ほ場整備については平成23年度で完了するわけでございますけれども、その中で、転作作物ということで、特に大豆やっております。これについては、特に鹿島のグループ、あるいは鷺屋のグループといういろいろなグループで転作、年々変えておりますけれども、逢隈の鷺屋の六人会ということで、大豆栽培をしておるわけでございますけれども、やはり付加価値を上げるということから、町の方に相談もあったわけでございますけれども、私も直接、中町のマルトという豆腐屋さんがありました。これについても、昨年のお客様訪問の際に、こういうことで互理町の転作作物である大豆について地元の産品を利用した豆腐、利用してくださいとお願いしたところ、ことし食べた方おられないかな。

私食べましたけれども、本当に昔ながらの大豆の味、青ばたのようですけれども、それらについて付加価値を上げたということで、やはりそれと同時に、大豆だけでなくキャベツも栽培しております。逢隈の鷺屋地区にあります倉庫の北側にキャベツ畑、これについてもやはりただ単に転作でなく、付加価値を上げて生産高を上げるということで、今後ともやはり地元の産品を利用した加工品とか、そういうものにJAさんとか各団体と協議をしながら、農業所得の向上のために頑張っていきたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 実議員。

12番（佐藤 実君） 今大豆は、なるほどマルトさんの方で購入してつくっておるというのも私も聞いております。社長に直接お話を聞きました。それはさておきまして、今町長さんがおっしゃるように、畑をそっくりキャベツ畑にして、それをショッピングセンターとか、そういういろいろ直接物、畑ごと売るといいますか、契約して、契約栽培というような、そういう方法も随分とって徐々にそれをやっていきたいというような感じの方もおられるようでございます。そういう方々があれば、本町としましてもいろいろ支援などしていただければなど、かように思っております。

続いて、その同じく水産業の方をお尋ねいたします。

水産業は、今漁業は「とる漁業からつくり育てる漁業へ」転換されているというのが世界の話でございますけれども、今町長から答弁されたように、その中でいろいろやっぱり安定した漁獲を確保するためには、荒浜の漁港にいる底引き網船などは若干船が小さいためということで、少し風が出ると沖へ出られないと。そういうような考えで湾内、湾外を、一番は湾内で何もかにもできればいいんですけれども、

リアス式海岸のようにああい湾内で何でもできるというような場所とまた場所が違います。遠浅の浜でございますので、やっぱり湾外に出なければ海の仕事はできない、魚をとることもできないと。それで、養殖漁業にしても外に出なければならぬというのが現状であります。

そういう中で、いろいろ町当局としてもアサリはもちろん、ホッキ貝とか赤貝、アサリは後でもう1回、1項目にありますから、ホッキ貝とか赤貝、稚貝放流をされて、そして、若干ずつでも多くとれているような現状があります。それをもって魚についてもヒラメとか何かは今までずっとやってきた成果か何か、ことしは異常に、異常というのは大変変な言葉を使うようですけども、異常じゃなくて大変喜ばしいことではありますが、大きなヒラメが揚がっております。

私もきのう、おとといと市場で見ました。刺し網とか立て網、全部揚げているのが大きい。結構70センチ、80センチくらい、もうたるに入らないようなヒラメがいっぱいことしとれているんだと。今だけの話だかどうかかわからないですけども、しかしながら、逆に一般のカレイが薄いんだというような話も聞いております。

そういうことを踏まえても、今まで地道にそういう放流やってきた結果がそういうふうに出てきているのかなと。浅はかな考えかわからないですけども、そういうふう喜んでおりますけれども、しかし、いつまでもそういう考えは持っておらないで、やっぱり常にそういう進化をするように努力するのが本当かなと思いますけれども、その点について町長の考えを答弁いただければと、お願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 水産事業そのものについても、いろいろ制限がありまして大変な水産業となっておるのは私も承知しております。そういう中で、今議員さんからお話しのとおりアサリ貝、あるいはホッキ貝、それらについては順調に進んでいるのかなと思っております。

その中で、特に一番心配になっておるのは、サケのふ化場の問題でございます。これらについても互理町内全域についてボーリングの場所を設定しながら調査したわけでございますけれども、なかなかサケのふ化場に伴う水質、適切な土地がなかったということで、最終的には現在、角田市の鳩原にあるふ化場を整備したいということで、結論は出しておりませんが、今産業観光課と互理漁業協同組合と

いろいろ調整をしておるわけでございます。どうしてもほかの場所ですと、金気とか鉄分とかいろいろあって、あと水の量の問題、そういうことで、やはり亶理町のはらこ飯は何といてもサケが命でございますので、これについてもさらに調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

そういう中で、水産物の亶理ブランド品ということで、いろいろと漁業者と調整をしながら、これについて何か漁業者みずからが発案されれば、それらに対する援助的な内容を加味してまいりたいと思っております。やはりこれからは「とる漁業からつくり育てる漁業」に転換しなければならないと思っています。

そういう中で、やはり亶理町のノリ栽培の方々は、これも天候に左右されますけれども、順調に亶理町のノリ業者の方々も推進しているのかなど。これについてもさらに、現在4件かな、これを若干でもふやしてまいりたいなと思っておりますけれども、ノリ養場そのものが投資がかかるんですね。何億円という投資がかかるとも聞いておりますので、これらについては無理なのかなと思いますけれども、やはりブランド品というか、いろいろ加工物をつくって町民が、そして、皆さんに愛される水産物加工の推進に対しましても補助制度も考えてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） ブランドで、漁業者も全然努力はしていないというわけではないですけれども、結構いろいろな面で検討、あるいは考えを持って漁業に当たっておるのも事実でございます。と申しますのは、まずもって今のサケ漁でございますけれども、サケ漁は稚魚放流でいろいろ毎年やっております。その中でも昔はギンザケと称して結構黒ぶちの入らない、そういうサケだけが荒浜でとれておったのが、今ではぶちのサケまで入ってくると。よしあし、必ずサケというのは4年に1回必ず戻ってくるというふう聞いております。

ですから、自分の生まれ育った川で必ず戻ってくるというのが恩義深いというか、偉いというか、頭いいというか、それは私もわかりませんが、必ず戻ってくるという話でございますので、そういう稚魚放流はまだ継続していただきたいと。その中で、また一つは漁業者が考えているというのは、1そうか2そうくらいしかやっていないんですけれども、サバー本釣り、これやっております。金華山のサバということで、私はそんなサバぐらいで大した金額じゃないなと踏んでおったとこ

ろが、1本1万円ぐらいするやつもあるんです。

ですから、金華山サバと申してかなり30、40センチぐらいあるんですかね。腹回りが結構太い、これ8,000円から1本です。そのくらいの値段のものもラベルを張ってやっておるようでございます。そういうふうに漁業者は漁業者なりの努力をしながら頑張っておるようでございますから、その点いろいろ今後とも漁業協同組合といろいろ相談し、あるいは支援をしていただければなど、かように思って次の質問に入ります。

(3)の安全・安心、快適な環境対策(防災・公園緑地)等について質問をいたします。

議長(岩佐信一君) 町長。

町長(齋藤邦男君) まず、防災関係でございますけれども、若干いろいろ数字的な内容等を申し上げますので、長くなるかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思います。

この防災そのものについては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という合言葉で、自主防災組織の結成、あるいは育成に取り組んでまいったところでございます。おかげさまで互理町内に75の行政区があるわけでございますけれども、72の行政区で自主防災組織が結成されております。残っておるのが3行政区ということで、ございますけれども、ことしじゅうに全部防災組織を完成するようになっておるわけでございます。あわせまして自主防災活動が活発になるように情報交換の場である「互理町自主防災会議連絡協議会」の事業を支援しながら、活動の活性化と防災リーダーの育成を推進してまいりたいと思っております。

そこで、昨日行われました総合防災訓練、きのうの新聞にも大きく取り上げられていますが、いずれも互理町では1,200名の参加者があったということ。ということは、やはり互理小学校におきまして訓練のほか、訓練が終わった後に栗原の耕英部落の行政区長さんがまいりまして、体験談を話していただいたわけでございます。その中で、一番やはり大事なものは、まずもってみずからの身を守るための考え方、要するに「自助」、自分で考える。

そして、その次には三軒両隣いつでも仲よくするための共同というか、「共助」、ともに助け合う、さらには、町のお手伝いということで「公助」の精神ということで、やっぱり何といたってもその災害があった場合については、町、あるいは消防署

そのものが駆けつけることができないと。道路、橋が壊れちゃう、そして、電信電話も不通になるということから、やはり地域のことは地域で、皆さんで常日ごろコンセンサスを得ながら進めるべきではなかろうかということで、きのうお話があって、皆さんやはりそういうことでお互いに連携しながらやるべきだななんて、皆さんも感想を述べておったようでございます。

そういう中で、町といたしましては、各施設に防災備品を設置しているわけでございますけれども、現在、1,000人分の毛布やマットを整備しておるところでございますけれども、これについては、約倍の2,000人分を整備いたしたいということでございます。さらには、給水のために20リットルポリタンク、そして、6リットルのポリ袋やビニールシート、簡易トイレなどを町内小学校体育館等に備蓄しておりますが、今後も、目標に満たない毛布やマット、あるいはプライバシーを保護するための間仕切りを年次計画により備蓄してまいりたいと。

さらには、防災行政無線、これは移動系でございますけれども、これについては停電になった場合等の電話が使用できない場合、避難所である各小中学校、あるいは町の支所、公民館等に連絡手段が現在のところ確保されておりましたが、今年度において予定しております防災無線設備のデジタル化に合わせまして、各施設に無線機を配備し、通信手段の確保を図ってまいりたいと思っております。

また、防災行政無線の固定系でございますけれども、これについても平成元年4月に運用を開始してから21年経過するわけでございます。そういうことから、難聴地域、聞こえない地域やあるいは設備に故障が生じておるふぐあいな場所も発見されておりますことから、平成23年度から3カ年事業で防災無線設備をデジタル化に向けて更新し、さらには、子局の増設、スピーカーを増設するなど見直しを行い、問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、安全・安心、快適な環境対策の公園緑地ですが、本町には、現在都市公園が14カ所、そして、桜づつみ公園、荒浜地区ですけれども、1カ所、農村公園が8カ所、さらには、蛭塚には海浜の森公園、そして、漁港周りには、漁港周辺というか、宮城県管理の荒浜漁港公園が設置されており、さらには、亘理中学校の西側には自然林の保全を目的とした四季の森が整備されております。公園・緑地は町民皆さんの交流や憩いの場として、特に、災害発生時には一時避難所の場所となるということから、これらの内容を充実してまいりたいと思っております。

さらには、ご案内のとおり、ことしから開園いたしました亙理運動場、旧亙理中学校、さらには、鳥の海陸上競技場のフィールドを天然芝の多目的グラウンドとして整備し、さらには、第4次総合発展計画の中で逢隈公園、これについては用地買収を行い、今年度から国庫補助事業といたしまして造成工事に着手いたしたく、今回の6月補正で予算措置を計上しておるところでございます。そういうことから、今後ともこれらの老朽した公園等の整備をしながら、安全・安心なまちづくりにしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） やっぱり防災は今町長が言われたように、自分たちの地域は自分で守るという、その目的を達成させるべくいろいろな自主防災組織が結成されておるわけでございますし、また、今75行政区の中で、72行政区は全部立ち上がったと。達成率にすればかなりのパーセント、もう100%近いんじゃないかなと。あと3カ所ということでございますね。そういうふうにとりましたが、前にかなり10何カ所くらいあったのが、今3行政区しか残っていない。

そのときの、多いときの達成しなかったのは町民の高齢化、そして、人数が足りない、そういうことでやらなかったんですが、この3行政区については何がネックかというふうに聞いたかったんですけども、今年度中に達成するというところから、そこまで掘り下げる必要もないかなと。早く達成されて、そして、こういうような6・12の防災訓練というのは、今訓練じゃなくて、自主防災という形になるのかなと。

というのは、ことしはあくまでも荒浜を例にとると、行政区のそういう立ち上げの中で、今回は亙理地区にその栗原地区の区長さんがお見えになるということで、各地域から5人ずつの部落ごとに、11部落で55人の体制で亙理へ集まるというのが目的だったそうでございますから、荒浜に全然、小学校に1回集まって行くという話だったんですけども、自主防災的に荒浜消防団の団員の皆さんの活動と、そして、あわせて地区のそういう有志の方々が知恵を出し合って、荒浜小学校に集まって、消防署からの消火訓練とかそういうのを実施したという、これも一つの自主防災のあらわれかなと、そういうふうにとっております。今後ともそういう防災訓練じゃなくて、防災訓練の中の自主防災というような形で進めていただきたいと思っております。

なお、その中でも随分クエスチョンマークで何かこうしっくりいかないなという方もあったようでございます。でも、それは徐々に今まで何10年と訓練してきた中の一つ、急に変わったというか、内容がそういうふうに自主防災に変わってきておるので、そういう形で抵抗があったのかなと思いますけれども、それは時間が過ぎればいろいろと解消されてくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

その中で、今回はチリ地震にかかって津波警報など、本番もう入って、そして、6・12を迎えたわけでございますから、ただ、その中で今いろいろ防災無線などもお話しされましたけれども、いろいろとその避難場所における連絡網、それが徹底しなかったのが若干やっぱり今後改善するべきかなと、そういうふうに思っておりますので、その点も考慮に入れながら、今後の対策としてやっていただければと思っております。

なお、防災備品については、いろいろ1,000から2,000に追加していくと、今町長からお答えになっておりますけれども、こういういろいろな、腐らないとか、再度、ある程度10年、15年ぐらいいつようなものはいいんですけれども、食品とかそういうものは随時補てんという形で、コンビニとか何かに契約提携を結んでいるようでございますけれども、この点については食品は備蓄はしないという、乾パンとかそういうものは。それはどうなっているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） お答えいたします。

以前ですと食料品備蓄してきた経緯がございますけれども、今のところは各地区の、地区といいますか、各業者さん、生協とかについてそういうものの協定を結んでおりますので、現在のところは備蓄していないというのが現状でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 実議員。

12番（佐藤 実君） わかりました。防災については以上で次に移ります。

公園緑地についてということで、最終的に逢隈公園は6月補正で国庫補助金についての補正を組んだというふうに私も説明を受けておりますので、その点は了解しました。先ほど本町における都市公園とか、そういうものをあわせてかなりの公園、あるいは緑地があるということでございますけれども、私言いたいことは、逆にこの公園とか何かの管理体制、冬場は意外と葉とか何かは緑葉樹以外は針葉樹などは全部落ちますから、葉っぱの残っているものはそれなりに景観も損なわないんです

が、今結構伸びてきています。

本町の公園管理がいいせいか、こやしも肥料も大変あるからああいうふうに伸びるのかなとも思いますけれども、かなり本当に鳥の海公園ですか、あそこの前は自主的にある方が一人で、今おやめになりましたけれども、その方が結構来てくれてきれいにしておったようですけれども、今は結構伸び放題になりまして、電気の街灯まで遮るような状態に伸びております。

それはさておきまして、そういうことを含めながら、さっきは共存共栄というか、みんなでともにそういうことをやっぺいこうと。予算的なあれじゃなくて、町民が一括してそういうことをやろうというような方針のもとに「共助」という形をとろうというふうに進めていると。その話はわかりますから、そういうことであれば、私は逆に町民の方にそういう場所を、荒浜地区であれば荒浜地区の、亘理は亘理地区のそういうボランティア活動というか、そういう方々を募って、何ていうんですかね、親関係、子関係というんですかね、そういう自分の土地のそういうものは自分のものだというふうな考えを持ってボランティア活動をするという方法をとることが可能かどうか、そういうことも検討していただきたいなど、そういうふうに思っております。そういうことはあとゆっくりお尋ねしますので、その点私のお話だけで終わらせていきたいと思えます。

そういう中で、あと御狩屋の下刈り、あれをせっかくやっぺいただいたんだけれども、また伸びてきました。あれはまた、国有林だからしょうがないという形でやられると、ああいうやつこそ今私が言った場所を、例えばの話、私は私佐藤 實の場所というふうにして10メートル四方とか、そういうふうな形の人を、名前を書いてもいいです。これは、ここの場所はだれがきれいにしているんだとか、そういうふうな方式をとりながら、ああいうところを営林署、あるいはそういうところに、関係機関にお話をしながら、亘理、荒浜のそういう御狩屋のみならず、亘理の町のあそこの中学校の上のああいう山もありますし、あともう散策道ですから、あそこも結構伸びてきています。シルバー人材センター使えば簡単な話ですけれども、これもお金かかるので、町のものだから町がやるんだというんじゃないで、共存共栄、やっぱり共助の町長が申されるそういう形をとっていただければなと思うんですが、その点だけ一つ町長お願いします。

議長（岩佐信一君） この際、あらかじめ時間の延長を申し伝えておきます。

町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの公園管理等々については、ご案内のとおり互理運動場の芝、鳥の海そのものの芝生化した内容については、サッカー協会並びに子供会の中での親の会とかで整備をするということでの対応をしていただいております。そういうことから、今進めております地域協働のまちづくりということで、早く荒浜地区、あるいは逢隈地区、互理地区で準備会を立ち上げをし、今佐藤 實議員さんが申されたような内容をぜひその設立準備会、あるいは協議会の中でお互いに分担するというような方法づけで、それが地域協働のまちづくりではないかと思っております。

私も特にわたり温泉鳥の海に行った際に、よく荒浜地区の方々はグラウンドゴルフをやっております、いろいろと。午前やったり午後。その際に私もあいさつ方々行くわけですが、始まる前、あるいは終わった後にちょっと清掃活動とか、何らかの形でお手伝いもらえないでしょうかという、私ずばっと、齋藤鉄男さん、会長かな、お話をしております。すぐグラウンドゴルフやるだけでなく、終わった後、やる前か終わった後にでもその辺の清掃活動をお願いしたいということから、今後ともやはりこれが地域協働のまちづくりの母体になるのではなかろうかということで、必ずしも町で金を払え、あるいはシルバー人材センターを使えばそれでいいのではないということで、それが今回のまちづくりの最も大事な位置づけと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 公園緑地については、以上をもって終わります。

続いて4番目の鳥の海湾内環境対策としてアサリ貝、湾内へドロについてお尋ねをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件については、以前から関係者の方々からご質問をいただいております。やはり鳥の海湾内に流入する水質の向上を図らなければならないと思っております。その中で一番やはり問題となっておりますのは、生活雑排水を早く公共下水道整備とあわせまして進めてまいりたい。さらには、合併浄化槽の普及が必要ではなかろうかと思っております。

そういうことから、公共下水道そのものについては、ご案内のとおり互理、逢隈、

荒浜ということで整備をして終わっておるわけでございますけれども、なかなか接続してもらえないということがあるわけです。町の方では110億円ぐらいの、あるわけでございますけれども、やはり接続してもらわなければ投資した効果があらわれないと思っておりますので、今後とも生活雑排水の推進を図りながら、鳥の海湾内に入る流入を防ぐのが最も大事ではなかろうかと思っております。

さらには、農業排水の水質向上ということで、これらについても農協さんとも協議を進めておるわけでございますけれども、今まで農薬そのものについては17品目を使っていたようですけれども、これを10品目減らしまして7品目に化学肥料を減らしながら対応をしておるわけでございます。さらには、現在、県の方で事業を施工しております柴鳥排水路、これについても現在浮遊物等の流出抑制を図っていただいております。沈砂地等の計画をしまいたいということで、これについても以前から県並びに土地改良区に要請をしまっておるところでございます。

そういう中で、アサリ貝の漁場再生については、県においてこれまで覆砂を行いながら漁場の改善による増殖場としての機能再生を図っており、このごろでは、フッシャリーナの東側一体に大きなアサリ、これだけでなくちょっと大きなアサリということで生息しておると。自然に生息したということが確認されておりますし、アマモについてもフッシャリーナの東・南側に繁殖しておると。これもやはり今までのいろいろと手だてを加えた内容でアサリの生息とアマモが繁茂しておるということでございます。

これらについてもあの湾内は第2種漁港ということで、県管理でございますので、県に対しましてもさらに強く要望しながら、鳥の海湾内の浄化整備、そしてアサリはもちろんのこと、お魚が釣れるような漁場にいたしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 環境対策については、鏡川を通しての鳥の海に流入する農業用水、あるいは生活雑排水等々のいろいろな要因があるわけでございますけれども、湾内汚染がそれだから進んでいるというわけではありませんけれども、しかし、今土地改良が随分進んでおります。そのために今までは土側溝で水路があったのが完全にU字溝側溝、コンクリートの側溝になって、泥、ノロ、そういうものも全部吐き出されるような状況になっています。それがノロだめとか何かがあればまた別なんで

しょうけれども、そういうのがないためにもろに鏡川を通して鳥の海に流れるのが現状ではないかと私は推測しました。

でありますので、そういうことは本当、うそ問題外にして、とにかくあの沈ショウが3列ぐらい、今鳥の海干潮になったとき見てみるとわかりますけれども、あの沈ショウっていろいろあります。それ泥、ノロどめの一方法といいますけれども、これが蛭塚までの間に3カ所ぐらいあります。主にあの八ッ樋門、通称八ッ樋門といいますけれども、あそここのところから流れたものを1回とめて、またさらにという感じでやっていますけれども、要するにあそこの水路を掘ってもらいました。2、3年前に1億円ぐらい国庫予算で全面的にあの鳥の海の南側の湾内を改良していただいて、そして、その後よくなるかと思ったら、逆に流れがよくなったのか悪くなったのか、雨水が今度逆に流れがよくなって海水が入ってこないと。

そのために、今町長さんが言われたように、フッシャリーナのわき、あそこは海水がかなり深い関係か、あれは港口が近いというのか、かなり塩水がどんどん上がってくるので、塩分濃度を測定してもらえばすぐにわかると思うんですけども、そういう中で、いろいろ漁港とも聞いて、ここ2、3日いろいろ支所長なり、あるいは担当の方々から聞いてやってきましたけれども、やっぱりその中で、ヘドロが悪さをして逆に貝も生息できないような状況にあるのかな、あるいは藻が生い茂らないのかなという、いろいろそういう要因があります。

これは同僚議員がずっと前からそういう鳥の海湾内の改善ということで再三再四質問しております。私はそここのところに乗るわけではないですけども、やっぱり鳥の海は鳥の海なりに昔の鳥の海になったらばなというふうに思い、そういうふうにお話をしているわけで、まずもってアサリ貝に入る前に、その環境汚染の対策としてはいろいろあるかと思えますけれども、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり鏡川から流入する土砂が鳥の海に直接入っていくということ、これについても農政局に対してもいろいろと前からお願いしておるわけでございますけれども、八ッ樋門下そのものも現場を昨年見てもらいました。老朽化も甚だしい、そして、長瀨浜に行くところ狭い、道路が古い、そういうことはことしから調査に入るとい話も聞いております。それに伴いまして、やはり八ッ樋門の橋だけ

でなく、いろいろと上流部に何らかの沈砂地とか手だてを要望してまいりたい。これについても土地改良区といろいろとぜひ国の方の予算でやってもらいたい。何10億円という金がかかるそうでございますので、そういうことで、今後とも農政局にも2週間ほど前に私各部長に回りましてお願いしてまいったところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） では、環境対策についての汚染については一応終わりました、アサリ貝についてちょっとお尋ねします。

ことは6月6日をもってアサリ貝が終わりました。私の友達も結構遊びがてらアサリ貝をとりにきたよと。来たけれども、1,200円だか1,000円出して1個だか2個とって結構高いアサリを食べましたと言っていましたけれども、それはそれで、別にとれないから悪いとか、とれたからよかったという話じゃないんです。これは、あくまでも遊びですから、別にお金がどうのこうのじゃなくて、私が思ったのは、逆にそういう人たちに悪かったんじゃないかと、やっぱりその対策、我々の町としてのイメージがダウンすれば、結局アサリ貝をとりにきた方々が鳥の海温泉にも来ましたし、逆にあそこの下でふれあい市場にも寄ってくれた。そういうことを言っていました。「寄ってきたよ」と。それで、アサリはいつでもいいんだと、貝はまず子供を遊ばせるためにやったんだからという話だった。

であるので、私今言ったようにアサリ貝が結構町長さんが今大きいのとれたやと。そうです。そして、稚貝も繁殖させているらしいんですけれども、逆に深いせいか浅いせいか、何だか全然わからないそうです、漁協でも。漁協にも聞いてきました。そうしたら、だから、1回あそこのところを掘ってみなければわからないなど。それで、ことしもいろいろあそこに潮どきの悪いとき来たって入れませんから、海にはアサリ貝とりには入らせなかったそうです、ことしは。ということは、何もとれないところに無理して入れる必要もないということで、せっかく来ていただいたけれども、残念ながらきょうは潮どきが悪いからとれませんかというふうに断ったりなんだりしたそうです。

しかし、とれるような潮どきのいいときは、ことしで期間中に3回、4回ぐらい日曜日入ったと。そういうふうに2回か3回ぐらい入ったそうなんですけれども、そのときは金曜日あたりから貝まきをするそうです。漁協の職員が。夕方をかけて、

余り早くまくといなくなるそうです。深いところに行ったり、あとどこに行ったんだかわからなくなる。夜中にいなくなるんだかわからないんですけども、それで、いろいろとそういう話をしながらやってきましたらば、逆にそういうとれなかったらとれないよりも、そのヘドロのかぶりも若干あったそうです。アサリのまいたところの生息地の。ですから、外には行かないんですけども、そのところのヘドロと一緒にあって、今度圧死というんですかね、ヘドロで息がつけなくなって、アサリが死んでたそうです。次年度に向けてのアサリ養殖場に行っているところ。

ですから、そういう場所をつくりながら、今後ずっと対策を講じたいと。漁協でも言っていますけれども、町当局としてもそういう観点からいろいろと相談に乗ってやって、来年に向けて、そして人を寄せれば亘理町、あるいは鳥の海温泉もよくなるのかなと私は思いますので、ひとつその点を考えながら何とかしていただきたいと思います。

その中で朗報として、磯シジミとか何とかというこの写真もらってきましたけれども、こういう貝がとれているそうです。こういうやつ。磯シジミというそうなんです。ところが、これ食べてはあっさりしてお吸い物に最高いいそうなんですけれども、いかんせん砂抜きが大変なそうです。時間がかかってしまうので。しかし、味は最高なんで手間はかかるのは当たり前だとこれに書いてありますけれども、そういうことを踏まえながら、いろいろとそういう悪いところもいいところもいっぱいあるので、悪いところは直して、いいところは伸ばすと、そういうような方法で今後とも対策を講じていただければなど、以上をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしたいと思います。

本日はこれで延会といたします。

長時間にわたってご苦労さまでございました。

午後 4時08分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 熊田 芳子

署名議員 安田 重行

